



宮崎県労働委員会年報

令和7年版

令和8年3月

宮崎県労働委員会

目 次

第1章	労働委員会の概要	
第1節	労働委員会	1
第2節	委員	2
第3節	あっせん員候補者	3
第4節	事務局	4
第2章	会 議	
第1節	総 会	5
第2節	公益委員会議	11
第3節	連絡協議会等	12
第3章	労働争議の調整等	
第1節	労働争議の調整	
第1	概 要	15
第2	概 況	16
第2節	公益事業に係る争議行為の予告	17
第3節	争議行為の発生届出	17
第4章	不当労働行為の審査等	
第1節	不当労働行為の審査	
第1	概 要	19
第2	概 況	20
第3	審査の目標期間及び実施状況	21
第4	不当労働行為事件の概要	22
第2節	労働組合の資格審査	
第1	概 要	25
第2	概 況	26
第3	労働組合資格審査一覧	26
第3節	認定・告示	27
第5章	個別的労使紛争のあっせん	
第1	概 要	29
第2	概 況	30
第3	個別あっせん事件一覧	31
第6章	労働相談	
第1	概 要	33
第2	概 況	33
第7章	広報活動	39

(参考)

1	調整事件	
	表 1 年別取扱件数	----- 47
	図 1 新規申請件数の推移	----- 49
2	不当労働行為事件	
	表 2 年別取扱件数	----- 50
	図 2 新規申立件数の推移	----- 52
3	個別あっせん事件	
	表 3 年別取扱件数	----- 53
	図 3 新規申請件数の推移	----- 53
4	労働相談	
	表 4 年別相談件数	----- 54
	図 4 相談件数の推移	----- 54
5	宮崎県労働委員会歴代委員名簿	----- 55

第 1 章 労働委員会の概要

第 1 節 労働委員会

労働委員会は、都道府県の必置機関であり（地方自治法第180条の5第2項及び労働組合法第19条の12第1項）、公益を代表する公益委員、労働者を代表する労働者委員、使用者を代表する使用者委員の三者同数（本県労働委員会の場合は、各側5名の計15名）で構成される合議制の執行機関です。

労働者委員は労働組合の、使用者委員は使用者団体のそれぞれ推薦に基づいて、公益委員は労働者委員及び使用者委員の同意を得て、都道府県知事が任命し、その任期は2年となっています。

労働委員会の職務権限は、(1)調整機能 と (2)判定的機能（準司法的機能）の二つに分けられます。

調整機能は、労働争議のあっせん、調停及び仲裁を行う機能です。あっせんは指名されたあっせん員（本県労働委員会の場合、公・労・使各側委員2名ずつ）によって、調停は公・労・使の三者委員で構成される調停委員会によって、仲裁は公益委員だけで構成される仲裁委員会によって行われます。

判定的機能（準司法的機能）は、①労働組合の資格審査（労働組合法第5条及び第11条）、②不当労働行為の審査（同法第7条及び第27条）、③公益事業の争議行為予告義務違反に対する処罰請求（労働関係調整法第42条）、④地方公営企業等における使用者の利益を代表する者の範囲に関する認定・告示（地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項）などを行う機能です。判定的機能は、公益委員だけで構成される公益委員会議によって行われます。

加えて、本県労働委員会では、平成14年4月1日から、知事の委任を受けて、個別的労使紛争についての相談及びあっせんを行っています。

第 2 節 委 員

本県労働委員会の第46期の委員は、次のとおりです。

第46期委員名簿（任期 令和7年8月20日～令和9年8月19日）

（令和7年12月31日現在）

区分	氏 名	現 職（又は履歴）	在 任 期 間
公 益 委 員	◎山崎 真一郎	弁護士	平19. 8. 20～ 連続 10 期
	○中田 哲朗	(元宮崎県農政水産部長)	令 7. 8. 20～ 新 任
	金丸 憲史	特定社会保険労務士	平23. 8. 20～ 連続 8 期
	山口 弥生	弁護士	平27. 8. 20～ 連続 6 期
	八重尾 龍	弁護士	令元. 8. 20～ 連続 4 期
労 働 者 委 員	中川 育江	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 顧問	平25. 8. 20～ 連続 7 期
	吉岡 英明	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長	令元. 8. 20～ 連続 4 期
	武井 大幸	全日通労働組合宮崎県支部 執行委員長	令 3. 8. 20～ 連続 3 期
	高橋 章治	宮崎交通労働組合 執行委員長	令 5. 8. 20～ 連続 2 期
	坂元 義孝	宮崎県電力関連産業労働組合総連合 会長	令 5. 8. 20～ 連続 2 期
使 用 者 委 員	見戸 康人	(元宮崎中央農業協同組合 監事)	平29. 11. 21～ 連続 5 期
	河野 洋一	宮崎県経営者協会 専務理事	令元. 8. 20～ 連続 4 期
	関本 泰三	株式会社宮崎信販 代表取締役社長	令 3. 8. 20～ 連続 3 期
	税田 倫子	株式会社グローバル・クリーン 専務取締役	令 3. 8. 20～ 連続 3 期
	矢野 幸男	宮崎ガス株式会社 常務取締役	令 7. 8. 20～ 新 任

◎ 会長

○ 会長代理

第3節 あっせん員候補者

あっせん員候補者は、労働関係調整法第10条及び第11条の規定に基づき、本県労働委員会が委員及び県職員の中から委嘱しています。

労働争議が発生したときは、会長は、関係当事者の申請又は職権に基づいて、あっせん員候補者名簿に登載されている者の中からあっせん員を指名し、指名されたあっせん員があっせんを行います。

あっせん員候補者名簿

(令和7年12月31日現在)

氏名	現職(又は履歴)
山崎 真一郎	公益委員 弁護士
中田 哲朗	公益委員 (元宮崎県農政水産部長)
金丸 憲史	公益委員 特定社会保険労務士
山口 弥生	公益委員 弁護士
八重尾 龍	公益委員 弁護士
中川 育江	労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 顧問
吉岡 英明	労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長
武井 大幸	労働者委員 全日通労働組合宮崎県支部 執行委員長
高橋 章治	労働者委員 宮崎交通労働組合 執行委員長
坂元 義孝	労働者委員 宮崎県電力関連産業労働組合総連合 会長
見戸 康人	使用者委員 (元宮崎中央農業協同組合 監事)

氏 名	現 職（又は履歴）
河野 洋一	使用者委員 宮崎県経営者協会 専務理事
関本 泰三	使用者委員 株式会社宮崎信販 代表取締役社長
税田 倫子	使用者委員 株式会社グローバル・クリーン 専務取締役
矢野 幸男	使用者委員 宮崎ガス株式会社 常務取締役
渡邊 世津子	労働委員会事務局長
米村 文明	労働委員会事務局 調整審査課長
川崎 康介	労働委員会事務局 調整審査課課長補佐

第 4 節 事 務 局

労働委員会の事務を処理するため、労働組合法第19条の12第6項で準用する同法第19条の11第1項の規定に基づいて事務局が設置されており、事務局長及び事務局職員は、会長の同意を得て知事が任命します。

本県労働委員会の事務局の体制は下図のとおりであり、職員数は現員10名です。

事務局長 — 調整審査課長 — 課長補佐 — 紛争解決支援担当(7名)[注]
--

[注] 7名中1名は、商工観光労働部雇用労働政策課との兼務。

第 2 章 会 議

第 1 節 総 会

総会は、委員会の意思決定を行う会議であり、労働委員会規則第5条第1項に規定されている諸事項を審議、決定するほか、公益委員会議における決定事項や事件の処理状況など委員会の業務運営全般についての報告が行われています。

本県労働委員会では、原則として毎月第1・第3月曜日に定例総会を開催しています。令和7年中の定例総会の開催状況は、次のとおりです。

回	開催年月日	主 要 議 題
1518	R7. 1. 8	1 令和7年度定例総会の開催日程（案）について 2 事件の処理状況について ①令和6年（個）第4号 個別あっせん事件 ②令和6年（個）第5号 個別あっせん事件 3 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 4 第92回九州労働委員会連絡協議会の議題等について ○ 委員研修（税田委員『ジェンダーギャップ指数15年連続1位のアイスランド視察報告』）
1519	R7. 1. 20	1 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 2 12月の労働相談状況について 3 2月の会議・出張計画について ○ 委員研修（事務局『労働委員会における労働相談の推移及び取組について』）
1520	R7. 2. 3	1 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 2 「2024年度命令研究会」（第4回）について ○ 委員研修（宮崎労働局 労働基準部 監督課 監督係『労働局・労働基準監督署における監督・指導状況について』）
1521	R7. 2. 17	1 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 2 1月の労働相談状況について 3 2月の「労働相談週間」の結果について 4 「労働委員会委員による労働相談」（2月3日開催）の結果について 5 3月の会議・出張計画について ○ 委員研修（坂元委員『LGBTに関する勉強会』）
1522	R7. 3. 3	1 事件の処理状況について 令和7年（不）第1号 不当労働行為救済申立事件 2 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 3 令和7年（予）第1号争議行為予告通知について 4 出前講座（2月28日実施）について ○ 委員研修（山崎会長『カスタマーハラスメント対応について』）

回	開催年月日	主 要 議 題
1523	R7. 3. 17	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年度労働委員会事業実績及び令和7年度労働委員会事業計画（案）について 2 事件の処理状況について <ol style="list-style-type: none"> ①令和7年（不）第1号 不当労働行為救済申立事件 ②令和7年（個）第1号 個別あっせん事件 3 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 4 2月の労働相談状況について 5 2024年度九プロ労委労協第2回幹事会・命令研究会について 6 九州地区労働委員会使用者委員連絡協議会代表者会議について 7 全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会について 8 4月の会議・出張計画について <p>○ 委員研修（事務局『第92回九州労働委員会連絡協議会の議題について』）</p>
1524	R7. 4. 7	<ol style="list-style-type: none"> 1 あっせん員候補者の解任及び委嘱について 2 第92回九州労働委員会連絡協議会の議題について 3 事件の処理状況について <ol style="list-style-type: none"> 令和7年（個）第1号 個別あっせん事件 4 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 5 令和6年度労働委員会事業計画実績報告について <p>○ 委員研修（事務局『令和7年度九州労働委員会会長会議の議題について』）</p>
1525	R7. 4. 21	<ol style="list-style-type: none"> 1 事件の処理状況について <ol style="list-style-type: none"> 令和7年（不）第1号 不当労働行為救済申立事件 2 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 3 令和7年（予）第1号争議行為予告通知について 4 3月の労働相談状況について 5 労委労協「2025年度命令研究会（4月8日開催）」について 6 5月の会議・出張計画について <p>○ 委員研修（金丸委員『労働契約終了に関する相談－8 整理解雇』）</p>
1526	R7. 5. 7	<ol style="list-style-type: none"> 1 事件の処理状況について <ol style="list-style-type: none"> 令和7年（不）第2号 不当労働行為救済申立事件 2 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 3 令和7年度九州労働委員会会長会議について <p>○ 委員研修（雇用労働政策課『働きやすい職場環境づくり整備に係る主な取組』）</p>

回	開催年月日	主 要 議 題
1527	R7. 5. 19	1 事件の処理状況について 令和7年(不)第2号 不当労働行為救済申立事件 2 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 3 4月の労働相談状況について 4 2025年度九プロ労委労協総会・協議会について 5 第92回九州労働委員会連絡協議会について 6 6月の会議・出張計画について ○ 委員研修(中川委員『厚生労働省第55回労働政策審議会(令和7年5月8日開催)について』)
1528	R7. 6. 2	1 事件の処理状況について 令和7年(不)第2号 不当労働行為救済申立事件 2 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 3 労働組合の資格審査について ○ 委員研修(見戸委員『農業の労働環境問題とお米関連』)
1529	R7. 6. 16	1 事件の処理状況について 令和7年(不)第2号 不当労働行為救済申立事件 2 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 3 令和7年(予)第2号争議行為予告通知について 4 労働組合の資格審査について 5 5月の労働相談状況について 6 令和7年度全国労働委員会会長連絡会議について 7 7月の会議・出張計画について 8 労働委員会委員による労働相談会(6月16日開催)について ○ 委員研修(山口委員『公務員の団体交渉における交渉事項の範囲』)
1530	R7. 7. 7	1 事件の処理状況について ①令和7年(不)第1号 不当労働行為救済申立事件 ②令和7年(不)第2号 不当労働行為救済申立事件 ③令和7年(個)第2号 個別あっせん事件 ④令和7年(個)第3号 個別あっせん事件 2 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 3 令和7年(予)第2号争議行為予告通知について 4 労働委員会委員による労働相談会(6月16日開催)の結果について 5 労働委員会委員による労働相談会(7月22日開催)について 6 出前講座(7月29日実施)について ○ 委員研修(吉岡委員『宮崎県内における人権に関する条例・制度等について』)

回	開催年月日	主 要 議 題
1531	R7. 7. 22	1 事件の処理状況について 令和7年(個)第3号 個別あっせん事件 2 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 3 6月の労働相談状況について 4 2025年度命令研究会(7月10日開催)について 5 労働委員会創設80周年記念行事第3回企画委員会について 6 全国労働委員会連絡協議会第3回運営委員会について 7 全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議幹事会について 8 8月の会議・出張計画について 9 労働委員会委員による労働相談会(7月22日開催)について ○ 委員研修(河野委員『最低賃金について』)
1532	R7. 8. 4	1 事件の処理状況について ①令和7年(不)第1号 不当労働行為救済申立事件 ②令和7年(個)第3号 個別あっせん事件 2 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 3 労働委員会委員による労働相談会について 4 出前講座(7月29日実施)について 5 初総会に係るスケジュールについて ○ 委員研修(宮崎公共職業安定所 事業所援助部門 統括職業指導官『ハローワークで受理した求人に対する苦情とその対応について』)
1533	R7. 8. 21	◎第46期宮崎県労働委員会初総会 1 会長の選挙について 2 会長代理の選挙について 3 会長職務代行の指名について 4 幹事委員の選出について 5 議席の指定について 6 あっせん員候補者の委嘱について 7 事件の処理状況について 8 争議行為予告通知について 9 7月の労働相談状況について 10 9月の会議・出張計画について
1534	R7. 9. 1	1 事件の処理状況について 令和7年(不)第1号 不当労働行為救済申立事件 2 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 3 労働委員会委員による労働相談会について ○ 委員研修(八重尾委員『不当労働行為意思の認定・動機が競合する場合について』)

回	開催年月日	主 要 議 題
1535	R7. 9. 17	1 事件の処理状況について 令和7年(個)第4号 個別あっせん事件 2 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 3 8月の労働相談状況について 4 2025年度九プロ労委労協第1回幹事会について 5 令和7年度公労使委員合同研修について 6 第25回全労委使用者委員基礎研修について 7 労働委員会委員による労働相談会について 8 「個別労働紛争処理制度」周知月間に係る本県の取組について 9 10月の会議・出張計画について ○ 委員研修(事務局『令和7年度九州労働委員会公益委員連絡会議の議題について』)
1536	R7. 10. 6	1 事件の処理状況について ①令和7年(不)第1号 不当労働行為救済申立事件 ②令和7年(個)第4号 個別あっせん事件 ③令和7年(個)第5号 個別あっせん事件 2 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 3 労働委員会委員による労働相談会について 4 第51回九州地区労働委員会使用者委員研修会について 5 令和7年度九州労働委員会公益委員連絡会議の議題について ○ 委員研修(宮崎大学地域資源創成学部 准教授 『最近の最高裁判決について－公務員の退職手当支給制限処分および自殺の公務起因性－』)
1537	R7. 10. 20	1 事件の処理状況について ①令和7年(不)第1号 不当労働行為救済申立事件 ②令和7年(不)第2号 不当労働行為救済申立事件 2 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 3 9月の労働相談状況について 4 令和7年度九州労働委員会公益委員連絡会議について 5 2025年度命令研究会(10月16日開催)について 6 労働委員会委員による労働相談会について 7 11月の会議・出張計画について ○ 委員研修(事務局『外国人労働者に係る事案への対応について－令和7年度全国労働委員会事務局長連絡会議議題懇談より－』)

回	開催年月日	主 要 議 題
1538	R7.11. 5	1 事件の処理状況について 令和7年(不)第1号 不当労働行為救済申立事件 2 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 3 「個別労働紛争処理制度」周知月間に係る本県の取組について ①啓発パネル展について ②3連休集中労働相談会について ③労働委員会委員による労働相談会について ○ 委員研修(宮崎労働局 雇用環境・均等室 労働紛争調整官『個別労働紛争解決制度の運用状況等について』)
1539	R7.11.17	1 事件の処理状況について 令和7年(個)第5号 個別あっせん事件 2 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 3 10月の労働相談状況について 4 労働委員会委員による労働相談会について 5 第80回全国労働委員会連絡協議会総会等について ①第80回全国労働委員会連絡協議会総会 ②令和7年度全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議 ③第68回全国労働委員会労働者側委員連絡協議会総会 ④第26回全労委使用者委員連絡会議総会 6 12月の会議・出張計画について ○ 委員研修(関本委員『最近の採用と離職の動向』)
1540	R7.12. 1	1 事件の処理状況について 令和7年(不)第1号 不当労働行為救済申立事件 2 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 3 労働委員会委員による労働相談会について ○ 委員研修(武井委員『職場における心の健康づくり～ストレスへの気づきとストレスに対処するための知識と方法～』)
1541	R7.12.17	1 事件の処理状況について 令和7年(不)第1号 不当労働行為救済申立事件 2 第93回九州労働委員会連絡協議会の議題等について 3 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 4 11月の労働相談状況について 5 労働委員会委員による労働相談会について 6 令和7年度公労使委員個別紛争専門研修について 7 出前講座の実施について 8 令和8年1月の会議・出張計画について ○ 委員研修(高橋委員『労働組合からのバス産業の現状について』)

第 2 節 公益委員会議

公益委員会議は、公益委員のみで行う会議であり、不当労働行為事件に関する事項や労働組合の資格審査など、労働委員会規則第 9 条第 1 項に規定されている事項を審議します。

本県労働委員会の場合、原則として定例総会日に開催するほか、会長が必要に応じて招集します。

令和 7 年中の公益委員会議の開催状況は、次のとおりです。

回	開催年月日	議 題
791	R7. 6. 2	1 労働者委員推薦に係る労働組合の資格審査について
792	R7. 6. 11	1 労働者委員推薦に係る労働組合の資格審査について
793	R7. 12. 17	1 令和 7 年（不）第 1 号 不当労働行為救済申立事件について

第3節 連絡協議会等

中央労働委員会及び各都道府県労働委員会相互の連絡を密にし、その事務処理について必要な統一と調整を図るため、労働委員会規則第86条の規定により、公・労・使の三者構成による連絡協議会並びに会長及び事務局長の各連絡会議が、全国又は九州ブロックで開催される他、各側委員及び事務局職員を対象とした各種会議及び研修が開かれています。

令和7年中の連絡協議会等の開催状況は、次のとおりです。

会 議 名		開 催 日	開催地	
全 国 会 議	1	全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会	R7. 3. 11 (Web)	東京都
	2	全国労働委員会事務局長連絡会議	R7. 6. 12	和歌山県
	3	全国労働委員会会長連絡会議	R7. 6. 13	和歌山県
	4	労働委員会制度創設80周年記念行事第3回企画委員会	R7. 7. 11	東京都
	5	全国労働委員会連絡協議会第3回運営委員会	R7. 7. 11	東京都
	6	全国労働委員会事務局審査主管課長会議	R7. 10. 23	東京都
	7	全国労働委員会事務局調整主管課長会議	R7. 10. 24	東京都
	8	全国労働委員会連絡協議会総会	R7. 11. 13～14	東京都
九 州 ブ ロ ッ ク 会 議	1	九州労働委員会事務局調査研究会議 (審査部門)	R7. 1. 30～31	宮崎県
	2	2024年度九プロ労委労協第2回幹事会	R7. 3. 4～5	福岡県
	3	九州地区労働委員会使用者委員連絡協議会 代表者会議	R7. 3. 6～7	宮崎県
	4	九州労働委員会会長会議	R7. 4. 24	大分県
	5	九州労働委員会事務局長会議	R7. 4. 24	大分県
	6	九プロ労委労協総会・研修会	R7. 5. 14～15	福岡県
	7	九州労働委員会連絡協議会	R7. 5. 15～16	福岡県
	8	九州労働委員会事務局調査研究会議 (調整部門)	R7. 7. 10～11	鹿児島県
	9	九州労働委員会事務局課長会議	R7. 8. 28	熊本県
	10	2025年度九プロ労委労協第1回幹事会	R7. 9. 1～2	福岡県
	11	九州労働委員会公益委員連絡会議	R7. 10. 9	宮崎県

会 議 名		開 催 日	開催地	
研 修 会	1	労働委員会事務局職員中央研修	R7. 6. 9～10	東京都
	2	労働委員会事務局職員個別紛争専門研修	R7. 7. 8～10	東京都
	3	公労使委員合同研修	R7. 9. 4～ 5	東京都
	4	九州地区労働委員会使用者委員研修会	R7. 9. 25～26	沖縄県
	5	九州労働委員会事務局職員研修会	R7. 10. 10	宮崎県
	6	労働委員会事務局職員専門研修	R7. 11. 25～28	東京都
	7	公労使委員個別紛争専門研修	R7. 12. 1～ 2	東京都
	8	2024・2025年度命令研究会	R7. 1. 23 (Web) R7. 4. 8 (") R7. 7. 10 (") R7. 10. 16 (")	東京都

第 3 章 労働争議の調整等

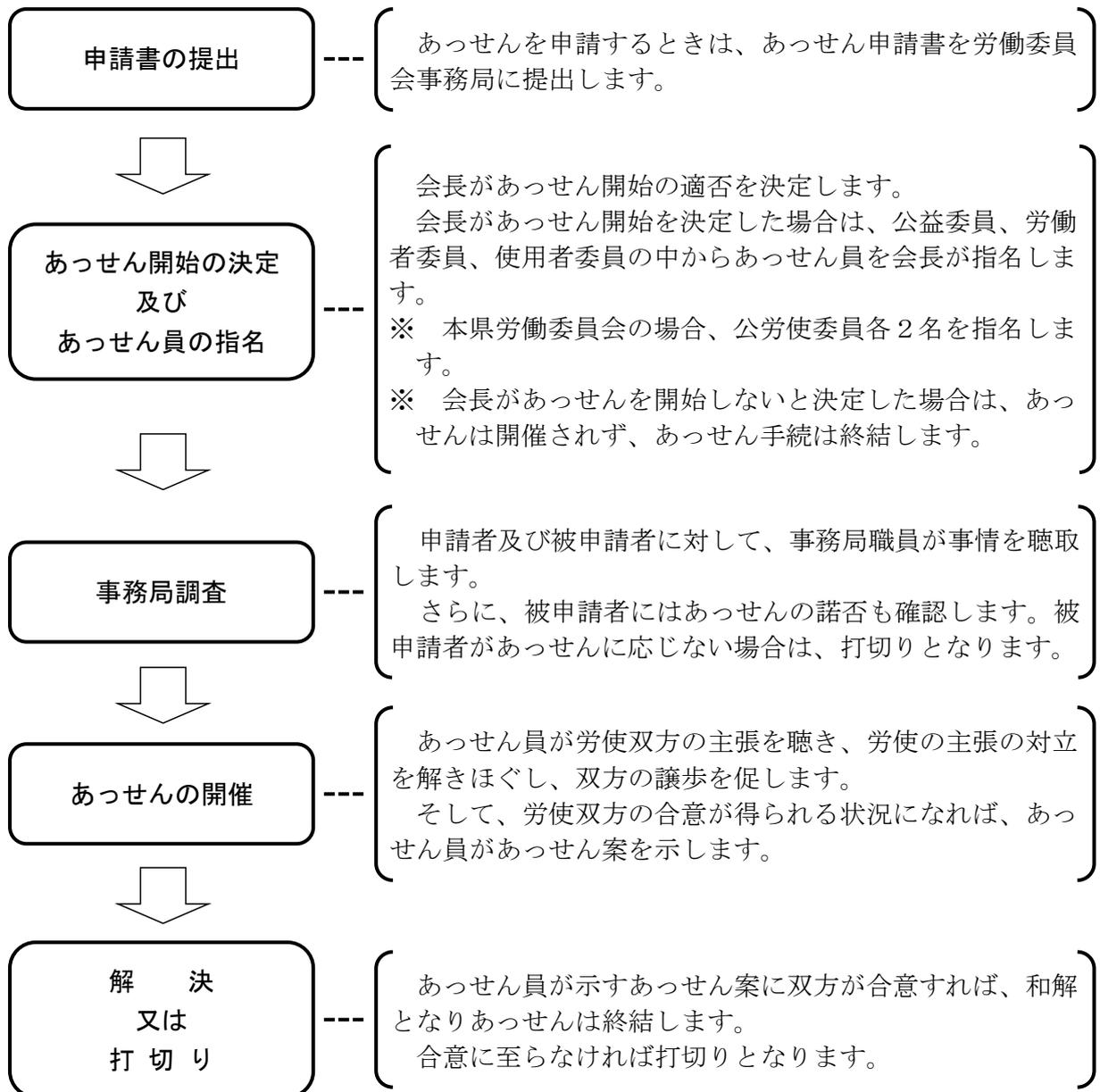
第1節 労働争議の調整

第1 概要

労働組合と使用者との間で労働条件など労働関係に関する問題が生じ、団体交渉等による自主的な話し合いでは解決が困難となった場合に、労働委員会が両者の間に入り、労使双方の歩み寄り・譲歩を促進させることによって合意に導き、労働争議の自主的解決を促すものです。

労働争議の調整には、あっせん、調停、仲裁の3種類がありますが、もっとも簡便なあっせんが多く利用されており、労働組合、使用者どちらからでも申請できます。

○あっせんの流れ



【注意事項・参考事項】

- 1 あっせん申請は、いつでも取り下げることができます。
- 2 本県労働委員会では、あっせん開始から終結までの目標処理期間を50日と定めています。

第2 概 況

令和7年の取扱いはありませんでした。

調整事件取扱件数

調 整 区 分	係 属			終 結 状 況						次 年 繰 越
	前 年 繰 越	新 規	計	解 決		打 切 り ・ 不 調	取 下 げ		不 開 始	
				調自 整主 活解 動決 中	調受 整勸 告案 諾		調指 整名 員前	調指 整名 員後		
あっせん	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
調 停	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
仲 裁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第2節 公益事業に係る争議行為の予告

公益事業に関して争議行為が発生すると、公衆の日常生活に大きな影響を与えることから、労働関係調整法第37条第1項の規定により、関係当事者は、争議行為をしようとする日の少なくとも10日前までに、労働委員会及び厚生労働大臣又は都道府県知事にその旨を通知しなければならないことになっています。

公益事業とは、運輸事業、郵便、信書便又は電気通信の事業、水道、電気又はガスの供給の事業、医療又は公衆衛生の事業等公衆の日常生活に不可欠な事業であり、労働関係調整法第8条にその範囲が定められています。

令和7年中、本県労働委員会においては次のとおり2件の予告を取り扱いました。

公益事業に係る争議行為予告一覧

事 件 番 号	組 合 員 数	届 出 者	届 出 年 月 日	争 議 項 目	調 査 開 始 年 月 日	争 議 の 有 無	結 果	終 結 年 月 日	所 要 日 数
令和7年 (予)第1号	82	組合	R7. 2.26	賃金 他2項目	R7. 2.26	無	解決	R7. 4.10	44
令和7年 (予)第2号	110	組合	R7. 6.13	賃金 他5項目	R7. 6.13	無	解決	R7. 6.25	13

また、中央労働委員会から、本県関係分として、34件の争議行為予告があった旨の通知がありました。

第3節 争議行為の発生届出

労働委員会は労働争議解決のために常に最新の情勢を適格に把握しておく必要があることから、労働関係調整法第9条の規定により、関係当事者は、争議行為が発生したときは、労働委員会又は都道府県知事に、直ちにその旨を届け出なければならないことになっています。届出の対象は、公益事業に限らず、全ての事業です。

令和7年中、本県労働委員会においては届出はありませんでした。

第 4 章 不当労働行為の審査等

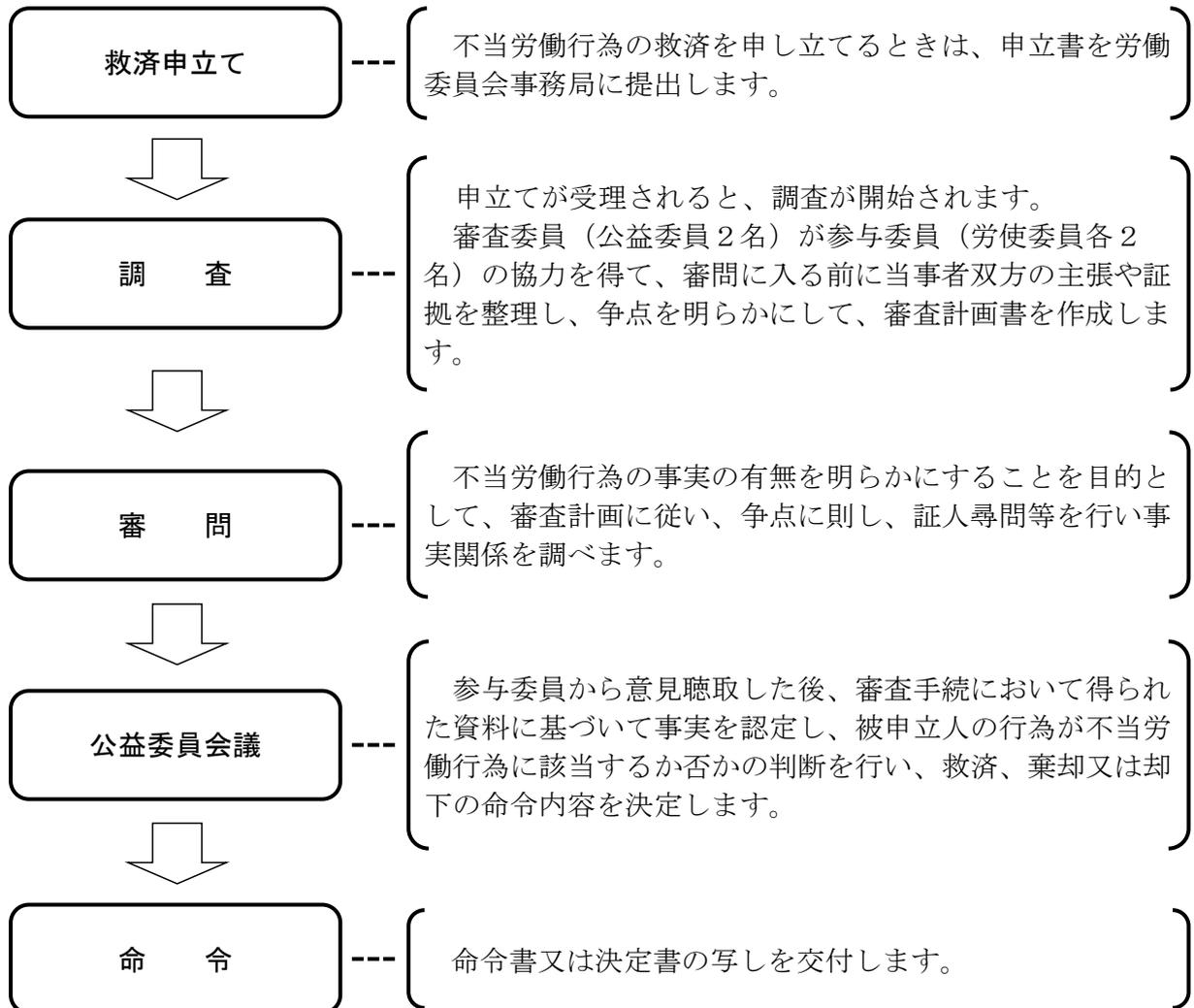
第 1 節 不当労働行為の審査

第 1 概要

使用者から労働組合法第 7 条に該当する不当労働行為を受けたと考える労働組合又は労働者は、労働委員会に救済の申立てを行うことができます。

救済申立てがなされると、労働委員会は審査を行い、不当労働行為があったと判断した場合は、使用者に対し、不当労働行為を是正するよう命令を出します。

○ 不当労働行為の審査の流れ



【注意事項・参考事項】

- 1 申立て後命令が出されるまでの間、いつでも申立てを取り下げることができます。
- 2 労使間で和解の機運が生じた場合は、和解による解決を勧めることがあります。
- 3 本県労働委員会の発した命令に不服がある当事者は、中央労働委員会に再審査の申立てを行ったり、地方裁判所に命令の取消しを求める行政訴訟（取消訴訟）を提起することができます。なお、一定の期間内に再審査の申立てがなされなかったこと等により命令は確定しますが、使用者がこの確定した命令に違反した場合は、過料に処せられることとなります（労働組合法第 27 条の 13、第 32 条）。
- 4 本県労働委員会では、不当労働行為救済申立てから命令までの審査の目標期間を、1 年と定めています。

第2 概況

令和7年の取扱件数は、新規申立2件で、1件が終結（和解1）、1件が次年繰越となりました。

新規申立事件の2件は、労組法7条各号別では1・2号関係及び2・3号関係が各1件、業種別では「金融業、保険業」及び「その他」が各1件でした。

1 不当労働行為事件取扱件数

係 属			終 結 状 況								次 年 繰 越	
前 年 繰 越	新 規 申 立	計	取 下 げ ・ 和 解				命 令 ・ 決 定					合 計
			取 下 げ	和 解			救 済	棄 却	却 下	計		
				無 関 与	関 与	計						
—	2	2	—	—	1	1	—	—	—	—	1	1

2 労組法7条各号別申立件数（新規申立）

1号	2号	3号	4号	1・2号	1・3号	2・3号	1・2・3号
—	—	—	—	1	—	1	—

3 業種別取扱件数（新規申立）

農業、 林業	建設業	製造業	金融業、 保険業	サービス業	医療、 福祉	学術研究、 専門・技術 サービス業	その他
—	—	—	1	—	—	—	1

（注） その他は、「公務」が1件。

第3 審査の目標期間及び実施状況

1 審査の目標期間

本県労働委員会では、労働組合法第27条の18に規定する審査の目標期間（救済申立てから命令までの期間）を、1年としています。ただし、個々の事案に応じて、更に早期終結に努めるものとしています。

2 審査の実施状況

令和7年は、係属した2件について審査を実施しています。

令和7年の係属事件に係る審査の実施状況一覧

事件 番号	請求する 救済内容	申立 年月日	終結 年月日	処理日数	終結区分	実施回数	
						調査 審問 和解 合議	
R7年 1号	誠実な団体交渉 降職降格の懲戒 処分の撤回	R7. 2. 19	R7. 11. 26	281日	関与和解	調査 審問 和解 合議	4 0 3 0
R7年 2号	誠実な団体交渉 支配介入の禁止	R7. 4. 30	—	—	—	調査 審問 和解 合議	2 0 0 0

第4 不当労働行為事件の概要

令和7年（不）第1号事件

申立て 令和7年2月19日

申立人 労働組合A

被申立人 B信用金庫

請求する救済内容

- 1 誠実な団体交渉応諾
- 2 執行委員長Cに対する降職降格の懲戒処分撤回
- 3 ポストノーティス

終 結 令和7年11月26日 関与和解

1 事件の概要

Aは、①「Cに対する降職降格処分の即時撤回」を交渉事項とする第1回団体交渉におけるBの対応及びBが第2回団体交渉に応じなかったことが団体交渉拒否に、②Cに対する降職降格の懲戒処分及びこれに付随する調整給の不支給等が不利益取扱いにそれぞれ該当するとして、救済申立てを行った。

(1) 申立人の主張

- ① 第1回団体交渉において、懲戒処分の法的根拠や合理的理由を明らかにしなかったことが、不誠実団体交渉にあたる。また、第2回団体交渉の申入れに応じない旨回答したことが、団体交渉拒否にあたる。
- ② 懲戒処分及びこれに付随する調整給の不支給等は、従前の組合活動を理由としたCに対する不利益取扱いにあたる。

(2) 被申立人の主張

- ① 第1回団体交渉には誠実に対応している。また、第2回団体交渉申入れを拒否したのは、団体交渉を経ても懲戒処分の結論に変更がないためである。
- ② 懲戒処分には合理的理由があり、弁明の機会を与えた上で、懲戒委員会で審議し理事長に答申するなど、懲戒処分を行う上での必要な手続を行っている。調整給は懲戒処分以前からCに支給していない。賞与についても、全職員同一の計算方法で支給しており、Cに対する不利益な取扱いはしていない。

2 審査委員

【審査委員】山崎（審査委員長）、八重尾

【参与委員】（労側）武井、高橋（使側）見戸、税田

3 審査経過

令和7年6月17日 第1回委員調査

令和7年7月28日 第2回委員調査

令和7年8月27日 第3回委員調査

令和7年9月29日 第4回委員調査

令和7年10月17日 第1回和解協議
令和7年10月30日 第2回和解協議
令和7年11月26日 第3回和解協議

4 審査結果

委員調査を4回実施し、第4回委員調査において審査計画を策定した。

委員調査と併行して双方に和解の意向確認を行ったところ、双方とも検討の余地があるとの意向を示したため、第4回委員調査終了後に、委員会から双方に和解案を提示した。双方とも和解案を検討する意向を示したため、和解協議を実施することとした。

その後、第3回和解協議において和解が成立し、和解協定書を締結した。これに伴い、同日付けで取下書が提出され、事件は終結した。

令和7年（不）第2号事件

申立て 令和7年4月30日

申立人 労働組合D

被申立人 E市

請求する救済内容

- 1 誠実な団体交渉応諾
- 2 支配介入の禁止
- 3 ポストノーティス

終 結 次年繰越

1 事件の概要

Dは、Eが団体交渉に誠実に対応していないことや、Dの運営に支配介入したことについて、救済申立てを行った。

(1) 申立人の主張

- ① Eは、Dが申し入れた団体交渉を管理運営事項として拒否してはならず、誠実に応じなければならない。
- ② Eは、誠実な団体交渉をすることなく、Dとの間で締結した確認書を一方的に破棄するなどして、Dの運営に支配介入してはならない。
- ③ 文書掲示

(2) 被申立人の主張

- ① Dが団交を申し入れた事項は管理運営事項であり、団体交渉の対象となし得ない。
- ② 確認書は法的拘束力がなく、また地方公務員法に違反しており無効である。

2 審査委員

【審査委員】山口（審査委員長）、金丸

【参与委員】（労側）中川、坂元 （使側）河野、関本

3 審査経過

令和7年8月19日 第1回委員調査

令和7年10月8日 第2回委員調査

第2節 労働組合の資格審査

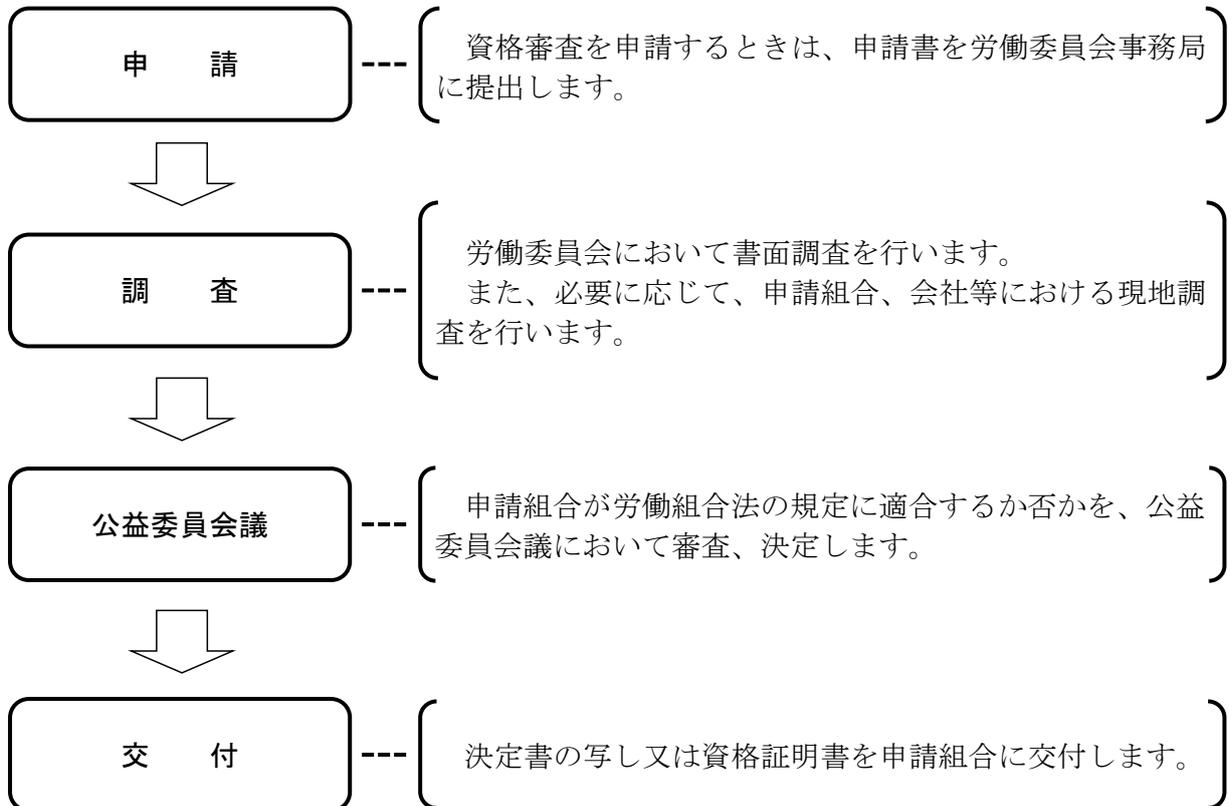
第1 概要

我が国では、労働組合は自由に結成することができ、行政庁への届出等を行う必要はありませんが、次の場合は、労働組合は労働組合法の定める一定の資格要件を備えている必要があります。

- ア) 不当労働行為の救済を申し立てる場合
- イ) 労働委員会の労働者委員候補者を推薦する場合
- ウ) 法人登記をするために、資格証明書の交付を受ける場合
- エ) 労働協約の拡張適用の申立てをする場合
- オ) 職業安定法に定められている無料の労働者供給事業を行う場合など

この資格要件の有無について労働委員会が審査することを、労働組合の資格審査といいます。

○労働組合の資格審査の流れ



【資格要件について】

労働組合が資格審査により適格と認められるための要件（資格要件）には、自主性の要件（労働組合法第2条）と民主性の要件（同法第5条第2項）があります。

第2 概況

令和7年の取扱件数は、新規申請5件で、4件が終結、1件が次年繰越となりました。結果は適合2件、取下げ2件でした。

申請事由別では、不当労働行為救済申立てに伴うものが2件、第46期宮崎県労働委員会推薦に伴うものが3件でした。

1 資格審査取扱件数

係 属			終 結					次 年
繰 越	新 規	計	適 合	不適合	打切り	取下げ	計	繰 越
—	5	5	2	—	—	2	4	1

2 申請事由別件数

不当労働行為	委員推薦	法人登記	協約拡張適用	その他
2	3	—	—	—

第3 労働組合資格審査一覧

番 号	申 請 者	申 請 日	申 請 事 由	決定・終結年月日 終 結 区 分
令和7年(資)第1号	労働組合A	R7. 2. 19	不当労働行為 7年(不)1号	取下げ
令和7年(資)第2号	労働組合B	R7. 4. 24	委員推薦	R7. 6. 2 適 合
令和7年(資)第3号	労働組合C	R7. 4. 30	不当労働行為 7年(不)2号	次年繰越
令和7年(資)第4号	労働組合D	R7. 5. 7	委員推薦	R7. 6. 2 適 合
令和7年(資)第5号	労働組合E	R7. 5. 7	委員推薦	取下げ

第 3 節 認定・告示

地方公営企業等の職員が結成し、又は加入する労働組合については、労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者（使用者の利益を代表する者）の範囲を、当該企業等又は当該組合の申出等に基づき、労働委員会が認定して告示することとされています（地方公営企業等の労働関係に関する法律第 5 条第 2 項）。

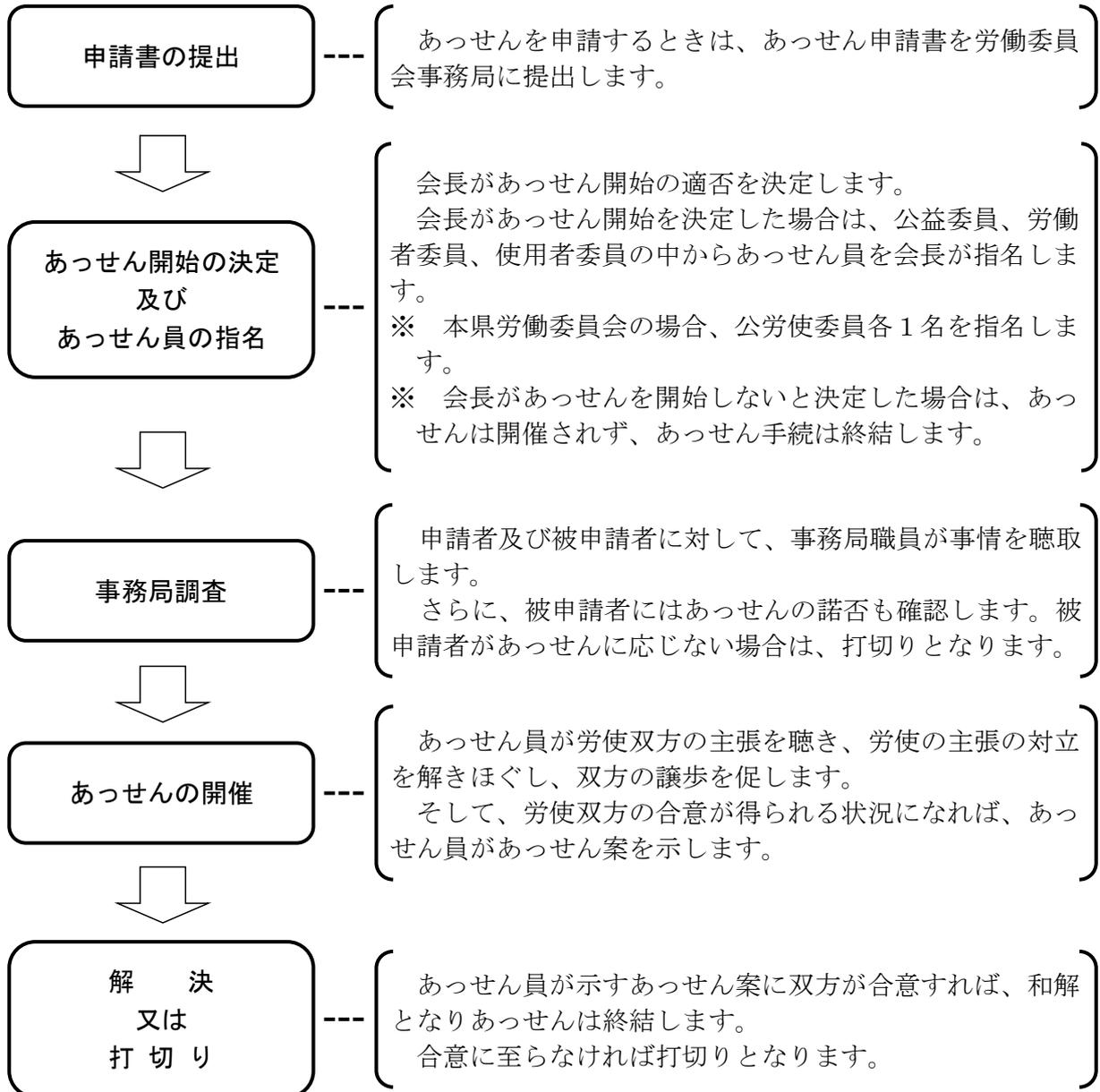
令和 7 年中、認定の申出はありませんでした。

第 5 章 個別的労使紛争のあつせん

第1 概要

労働者個人と使用者との間で生じた労働関係に関する問題（例えば、解雇、パワハラ・嫌がらせ、賃金未払など）について、あっせんを行っています。労働者、使用者のどちらからでも申請できます。

○あっせんの流れ



【注意事項・参考事項】

- 1 あっせん申請は、いつでも取り下げることができます。
- 2 本県労働委員会では、あっせん申請から終結までの目標処理期間を、30日と定めています。

第2 概況

令和7年の取扱件数は、新規申請5件で、結果は解決2件、打切り3件でした。

紛争内容別では、「解雇・雇止め」が4件、「労働条件等」及び「その他」が各2件、「懲戒処分」、「経営・人事その他」及び「職場の人間関係」が各1件で、業種別では、「農業・林業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「鉱業、採石業、砂利採取業」及び「宿泊業、飲食サービス業」が各1件でした。

1 あっせん事件取扱件数

係 属			終 結 状 況						次 年 繰 越
前 年 繰 越	新 規	計	解 決		打 切 り	取 下 げ		不 開 始	
			あ自 つ主 せ解 ん決 中	あ受 つせ ん案 諾		あ指 つせ ん 員前	あ指 つせ ん 員後		
—	5	5	—	2	3	—	—	—	0

2 紛争内容別取扱件数

経営・人事				賃金等				労働 条件等	職場の 人間関係 (パワハラ等)	その他
解雇 ・ 雇止め	懲戒 処分	退職	その他	賃金 未払い	一時金	退職 一時金	その他 賃金			
4	1	—	1	—	—	—	—	2	1	2

(注) 1件の事件に複数の内容を含む場合があるため、あっせん事件取扱件数と紛争内容別取扱件数の合計は一致しない。

3 業種別取扱件数

農業、林業	建設業	製造業	卸売業、 小売業	教育、 学習支援業	医療、福祉	サービス業	その他
1	—	—	—	1	1	—	2

(注) その他は、「鉱業、採石業、砂利採取業」及び「宿泊業、飲食サービス業」が各1件。

第3 個別あっせん事件一覧

事件番号	申請者	あっせん事項	申請年月日	開始年月日	あっせん回数	あっせん結果	終結年月日	所要日数	あっせん員(公)(労)(使)	業種別
7・1号	労働者	・解雇撤回 ・撤回できない場合、数ヶ月分の給与相当額の支払い	7・3・4	7・3・5	1	解決	7・3・26	23	山口 ・坂元 ・河野	医療、福祉
7・2号	労働者	・慰謝料等の損害賠償	7・6・16	7・6・17	0	打切り	7・6・30	15	八重尾 ・吉岡 ・税田	農業、林業
7・3号	労働者	・労働基準監督署へ申告後、不利益な取り扱いをされたことへの謝罪 ・パワハラ調停の加害者の処分の軽視に対する説明 ・上記の精神的・経済的損害に対する補償金の支払い	7・7・4	7・7・8	0	打切り	7・7・28	25	八重尾 ・吉岡 ・税田	教育、学習支援業
7・4号	労働者	・解雇無効 ・未払賃金や慰謝料の支払い	7・9・4	7・9・8	0	打切り	7・9・26	23	八重尾 ・吉岡 ・河野	鉱業、採石業、砂利採取業
7・5号	労働者	・懲戒処分の取り消し ・懲戒処分期間中の給与支払い ・有給休暇分の給与支払い	7・9・19	7・9・24	1	解決	7・11・5	48	金丸 ・中川 ・見戸	宿泊業、飲食サービス業

第 6 章 勞 働 相 談

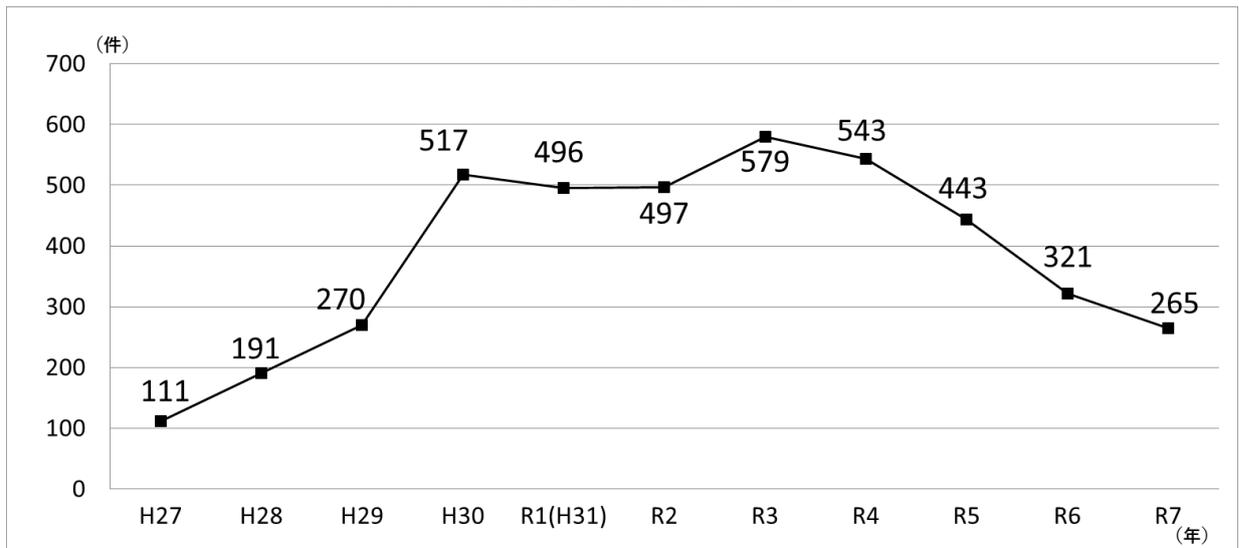
第1 概要

本県労働委員会では、労働者と使用者との間の労働条件や職場の人間関係に起因するパワハラ等、労働問題全般にわたる様々な相談を受け付け、必要な情報の提供や助言を行っています。相談の内容によっては「個別的労使紛争のあっせん」制度を活用して解決を促すことも行います。

第2 概況

令和7年の相談件数は265件で、前年に比べ56件減少しました。

図1 年次別相談件数の推移



令和7年の相談を内容別にみると、次のとおりとなっています。

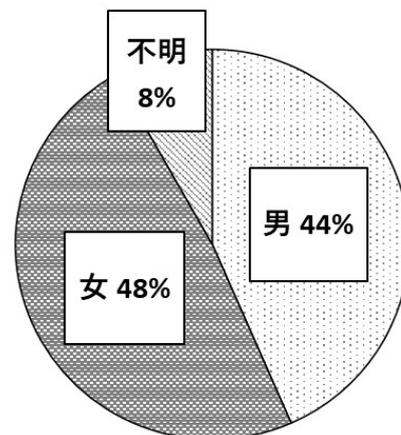
1 性別、年代別相談件数（労働組合、企業等は除く）

相談者（件数）を性別にみると、男性106件（44%）、女性118件（48%）と、女性からの相談が多くなっています。

表1 性別相談件数

性別	件数
男	106
女	118
不明	20
合計	244

図2 性別相談割合

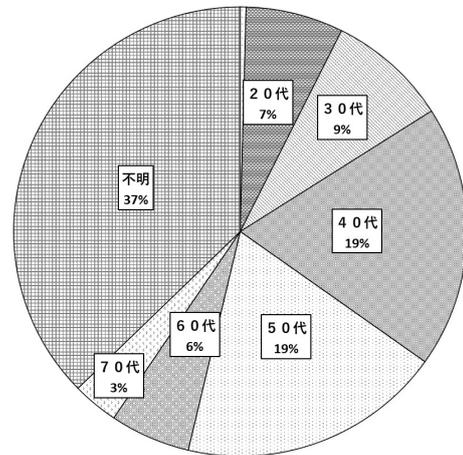


また、相談者（件数）を年代別にみると、40代、50代が46件（19％）で最も多く、次いで30代が21件（9％）、20代が17件（7％）となっており、40代・50代からの相談件数が全体の38％を占めています。

表2 年代別相談件数

年代	件数
10代	1
20代	17
30代	21
40代	46
50代	46
60代	14
70代	8
不明	91
合計	244

図3 年代別相談割合



2 雇用形態別相談件数（労働組合、企業等は除く）

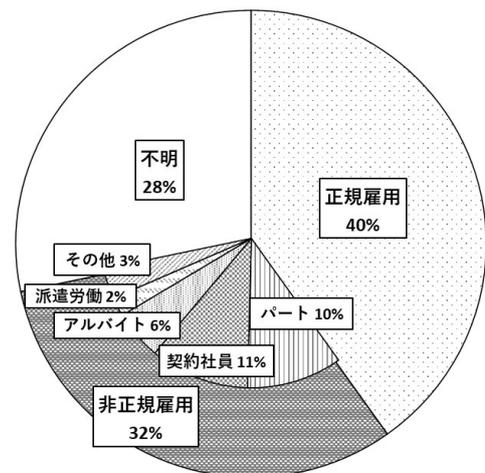
相談者（件数）を雇用形態別にみると、正規雇用者が98件（40％）、非正規雇用者が77件（32％）となっています。非正規雇用者の内訳をみると、契約社員が26件（11％）、パートが25件（10％）で、非正規雇用者の66％を占めています。

男女別では（不明を除く）、男性は正規雇用者が51件（男性全体の48％）、非正規雇用者が23件（同22％）であるのに対し、女性は正規雇用者が43件（女性全体の36％）、非正規雇用者が51件（同43％）であり、男性に比べて非正規雇用者の占める割合が高くなっています。

表3 雇用形態別、性別相談件数図

	男	女	不明	合計	
正規雇用	51	43	4	98	
非正規雇用	パート	3	20	2	25
	契約社員	6	20	0	26
	アルバイト	5	7	1	13
	派遣労働	2	3	0	5
	その他	7	1	0	8
	小計	23	51	3	77
不明	32	24	13	69	
合計	106	118	20	244	

図4 雇用形態別相談割合



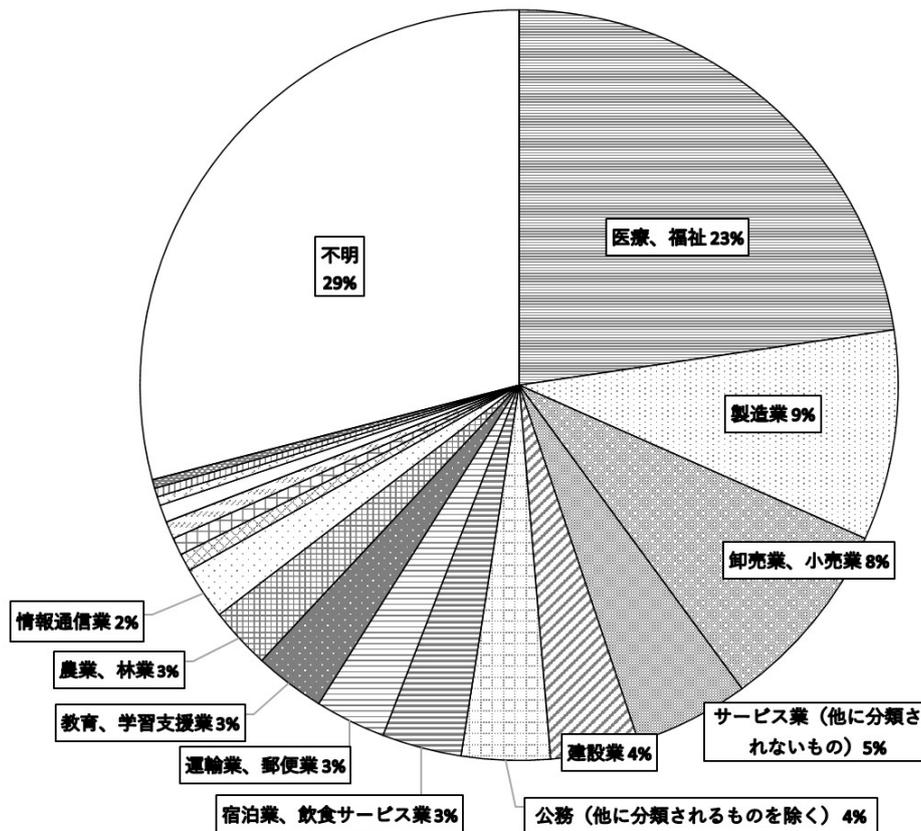
3 業種別相談件数

相談者（件数）を業種別にみると、「医療、福祉」が60件（23%）と最も多く、次いで「製造業」24件（9%）、「卸売業、小売業」22件（8%）となっています。

表4 業種別相談件数

医療、福祉	製造業	卸売業、小売業	サービス業（他に分類されないもの）	建設業	公務（他に分類されるものを除く）	宿泊業、飲食サービス業	運輸業、郵便業	教育、学習支援業	農業、林業	情報通信業	生活関連サービス業、娯楽業	不動産業、物品賃貸業	電気・ガス・熱供給・水道業	学術研究、専門・技術サービス業	鉱業、採石業、砂利採取業	金融業、保険業	複合サービス業	不明	計
60	24	22	13	10	10	9	8	8	7	6	2	2	2	2	1	1	1	77	265

図5 業種別相談割合



※1%以上の業種を表記

4-1 相談内容別相談件数

相談内容を大きく「経営・人事」「賃金等」「労働条件等」及び「人間関係」の4つに分類すると、「労働条件等」に関する相談が116件（29%）と最も多くなっています。

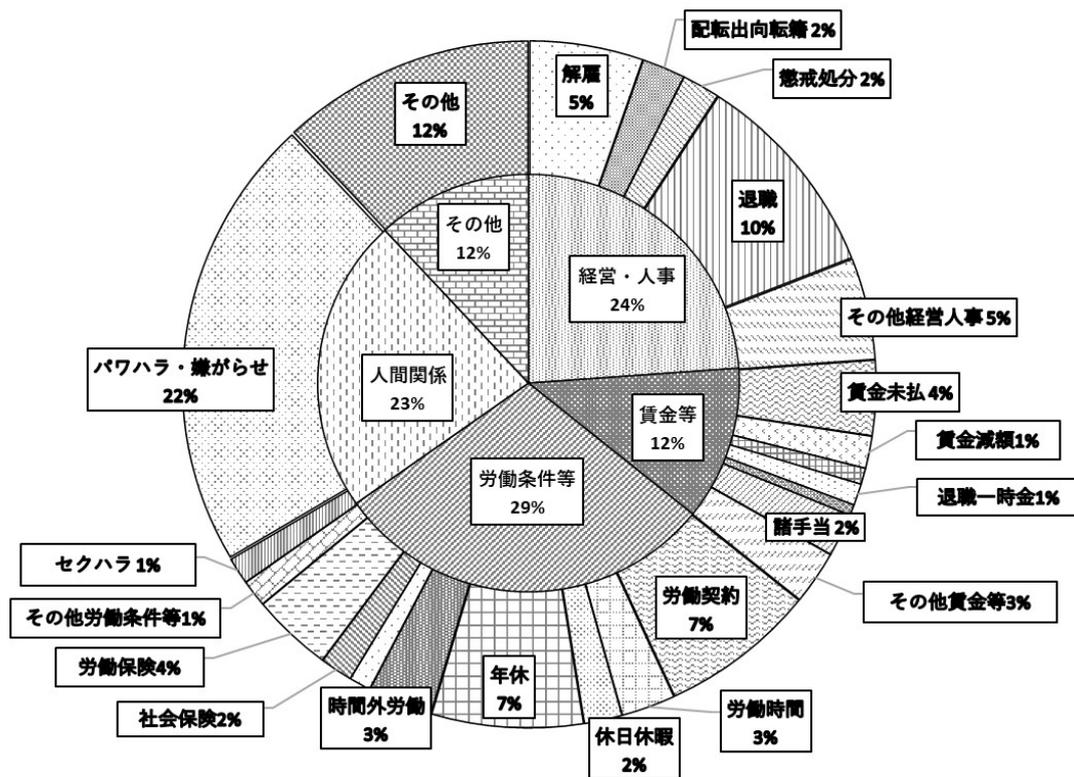
個別の相談内容では、「パワハラ・嫌がらせ」が85件（22%）と最も多く、次いで「退職」39件（10%）、「労働契約」29件（7%）となっています。

表5 相談内容別相談件数

経営・人事				賃金等							労働条件等							人間関係		その他	計					
解雇	配転出向転籍	懲戒処分	退職	その他経営人事	賃金未払	賃金増額	賃金減額	一時金	退職一時金	解雇手当	諸手当	年金	その他賃金等	労働契約	労働時間	休日休暇	年休	時間外労働	安全・衛生	社会保険		労働保険	その他労働条件等	セクハラ	パワハラ・嫌がらせ	その他
21	8	7	39	19	14	-	6	3	4	2	8	-	10	29	10	7	28	12	4	6	15	5	5	85	47	394

(注) 相談1件当たり複数の内容を含む場合があるため、相談件数と相談内容別相談件数の合計は一致しない。

図6 相談内容別相談割合



※1%以上の相談内容を表記

4-2 雇用形態別、相談内容別相談件数(労働組合、企業等は除く)

雇用形態別に相談内容を大分類で見ると、正規雇用者、非正規雇用者ともに「労働条件等」が最も多く、正規雇用者では52件(31%)、非正規雇用者では35件(32%)となっています。次いで多いのが、正規雇用者では「経営・人事」47件(28%)、非正規雇用者では「人間関係」33件(各31%)となっています。

個別の相談内容では、正規雇用者、非正規雇用者ともに「パワハラ・嫌がらせ」が最も多く、正規雇用者で30件(18%)、非正規雇用者で30件(28%)となっています。次いで多いのが、正規雇用者では「退職」18件(11%)、非正規雇用者では「労働契約」18件(17%)となっています。

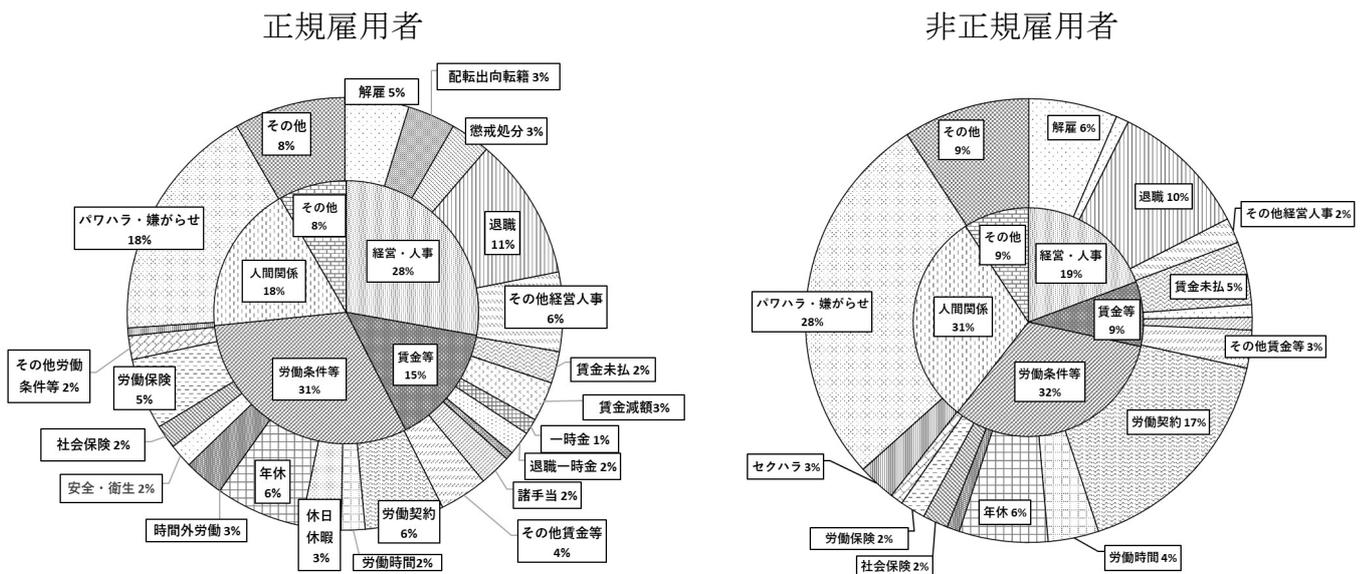
表6 雇用形態別、相談内容別相談件数

	経営・人事					賃金等					労働条件等					人間関係	その他	計									
	解雇	配転出向転籍	懲戒処分	退職	その他経営人事	賃金未払	賃金増額	賃金減額	一時金	退職一時金	解雇手当	諸手当	年金	その他賃金等	労働契約	労働時間	休日休暇		年休	時間外労働	安全・衛生	社会保険	労働保険	その他労働条件等	セクハラ	パワハラ・嫌がらせ	その他
正規雇用	8	6	5	18	10	4	5	2	3	1	4		6	10	3	5	11	5	3	3	9	3	1	30	14	169	
非正規	パート	5		7	1								1	3	1		3	1		1	1	1	1	11	1	38	
	契約社員			1	3	1			1		1			5			2			1				1	11	2	30
	アルバイト	1				2								1	6	3		2							7	2	24
	派遣労働	1			1										3							1		1	1	1	9
	その他					1	1							1	1											4	8
小計	7	0	1	11	2	5	0	0	1	0	0	1	0	3	18	4	0	7	1	0	2	2	1	3	30	10	109

(注) 労働組合や企業等からの相談を除いているため、表5とは整合しない。

また、相談1件当たり複数の内容を含む場合があるため、相談件数と雇用形態別、相談内容別相談件数の合計は一致しない。

図7 雇用形態別相談内容割合



※1%以上の内容を表記

第 7 章 広 報 活 動

労働委員会は、労働組合又は労働者個人と使用者との間に生じた労働関係のトラブルを迅速に解決し、労使関係の安定を図る行政機関であることを、広く県民の皆さんに知っていただく広報活動を行っています。

1 労働相談週間及び3連休集中労働相談会の実施

平日の日中では相談できない方のために、2月に「労働相談週間」、10月に「3連休集中労働相談会」として、平日の受付時間を延長したり、土曜・日曜・祝日にも相談を受け付けました。

	労働相談週間	3連休集中労働相談会
期 間	令和7年2月1日(土)～ 2月7日(金)	令和7年10月11日(土)、 12日(日)、13日(月・祝)
時 間	平日 8:30～19:00 土曜・日曜 9:00～17:00	土曜・日曜・祝日 9:00～17:00
場 所	宮崎県労働委員会事務局内	
相 談 方 法	電話、面談、インターネット(相談フォーム)、FAX	
対 応 者	事務局職員	
期間中の相談件数	9件	4件
うち平日夜間	1件	—
うち土日	4件	4件

(注) 「平日夜間」は、平日17:00～19:00に相談を受け付けた件数

2 労働委員会委員による労働相談会の実施

令和6年2月から偶数月に実施していた「労働委員会委員による労働相談会」を、令和7年は、2月及び5月以降の毎月、実施しました。

その結果、令和7年は9件の相談を受け付けました。

3 ホームページでの情報提供等

労働相談の受付状況を見ると、労働委員会の認知方法では「ホームページ」の割合が最も高く4割となっており、次に他機関からの紹介が2割を占めております。

このため、ホームページに最新情報の掲載（随時更新）をするとともに、労働相談週間等の機会を捉えて、関係機関への周知依頼に努めました。

労働委員会の認知方法推移

	(%)						
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
ホームページ	39.7	43.1	54.9	55.7	50.8	43.9	40.0
他機関からの紹介	12.9	13.5	12.6	10.1	12.6	14.3	19.2
労委を既知	4.2	4.8	4.8	5.9	4.1	1.9	4.9
知人からの紹介	3.8	4.8	5.4	3.0	3.4	4.4	5.3
パンフレット類	5.4	5.8	2.8	2.6	2.3	1.9	4.5
テレビ	5.0	2.6	2.2	6.6	2.0	3.7	3.4
ラジオ	2.2	3.8	1.2	1.3	0.7	1.9	0
電話帳	5.8	1.0	1.4	0.9	0	0.3	0
その他	0.6	1.6	1.4	0.6	0.5	1.6	1.1
市町村の広報誌	1.2	1.4	1.6	0.7	0.5	1.2	2.6
ポスター	0.2	0.2	0.3	0	0.2	0	0.8
新聞	1.6	3.0	0.9	0.9	1.8	1.2	0.8
不明	17.1	14.3	10.5	11.6	21.2	23.7	17.4
	100	100	100	100	100	100	100

The screenshot shows the official website of the Miyazaki Prefecture Labor Commission. At the top, there is a navigation bar with the Miyazaki Prefecture logo and various service categories like 'Health and Welfare', 'Safety and Security', 'Tourism and Attraction', 'Education and Childcare', 'Business and Industry', and 'Government Information'. Below this, a search bar and a 'Emergency Information' button are visible. The main content area features a large banner with the text '職場の困りごとをご相談ください' (Please consult us about workplace problems) and '働くあんしんサポートダイヤル' (Working安心 support dial). The phone number '0985-26-7538' is prominently displayed, along with the operating hours: Monday to Sunday (excluding public holidays and New Year's Eve), 8:30 AM to 12:00 PM and 1:00 PM to 5:00 PM. Below the banner, there is a section for the 'A-ssen' system, which offers free and confidential support for resolving workplace issues. The bottom of the page includes a 'New Information' section with a link to a recent report from September 18, 2024, regarding a consultation event held on October 7, 2023.

(宮崎県ホームページ)

4 各種媒体による広報活動

2月の「労働相談週間」や10月の「3連休集中労働相談会」、「労働委員会委員による労働相談会」を中心に、テレビやラジオ、新聞、県や市町村が発行する広報誌など、様々な媒体を活用して広報活動を行いました。

- ・ テレビ：MRT「おしえて！みやざき」、UMK「みやざきゲンキTV」
- ・ ラジオ：MRT「おはよう県庁です」、エフエム宮崎「Todayみやざき」
- ・ 新聞：各紙「県政けいじばん」
- ・ 広報誌：各市町村広報誌
- ・ SNS等：「宮崎県広報」Facebook、X、LINE
「県雇用労働政策課」X、LINE、メールマガジン
- ・ ホームページ：「福祉保健課」ひなたこころサポート

5 出前講座

企業や学校等からの依頼に応じて「職場でトラブルに遭わないために」等をテーマとした出前講座を実施し、注意すべき労働法令の解説や、労働委員会制度のPR等を行いました。

令和7年は2団体で講座を実施しました。

なお、今年からは委員が講師となり、豊富な経験等に基づく講話を行いました。

講座テーマ	実施実績	担当委員
職場でトラブルに遭わないために (労働者・学生向け)	2月28日(金) 日南看護専門学校	中川委員
トラブルのない職場づくり (使用者向け)	7月29日(火) 串間ひまわり会	関本委員

出前講座の様子



6 啓発パネル展

労働委員会制度の更なる認知度向上を図るため、新たな取組として、制度の内容及び相談事例を紹介する啓発パネル「労働問題でお困りの方へ～労働委員会に相談してみませんか?～」を作成しました。

また、10月の「3連休集中労働相談会」に合わせ、県立図書館においてパネル展を開催し、来館者に対して制度の周知・啓発を行いました。

日 程	場 所
10月8日(水)～19日(日)	宮崎県立図書館 1階 ギャラリー

展示パネル

労働問題でお困りの方へ

～労働委員会に相談してみませんか?～

労働委員会とは・・・

労働者委員
(労働組合役員等)



公益委員
(弁護士等)



使用者委員
(会社の役員等)



労働委員会とは、労働者個人又は労働組合と使用者との間で生じた紛争を解決するための公正中立な県の行政機関です。

公益委員（弁護士等）、労働者委員（労働組合役員等）、使用者委員（会社の役員等）の**公・労・使各側5名、計15名**の委員で構成されています。

ケース1 これってパワハラ?①

正社員として勤務しています。直属の上司から「なぜできないのか」「小学生以下だ」と日常的に叱責されます。より上の上司に相談しましたが、「直属の上司の性格だから我慢して」と言われました。これはパワハラですか?また、どうすれば解決しますか?

具体的な対処法

まずは他の上司や会社のハラスメント相談窓口、または労働組合に相談しましょう。それでも解決しなければ労働局に使用者への指導を求める方法も考えられます。また、日時、場所、言動などを録音やメモを用いて「客観的事実」と「どう感じたか(主観)」に分けて記録しておくことをお勧めします。



パネル展の様子



7 関係機関等との連携

関係機関等に対し、ポスター等の啓発資料を配付することで、本県労働委員会の認知度向上に努めました。

また、労働相談件数の業種別割合において「医療・福祉」が最も多くなっていることから、医療・福祉関係団体構成員へ啓発資料の配付や、労働相談会の情報提供を行う等、相談しやすい環境づくりを行いました。

さらに、商工労政主管課や自殺対策主管課等、県庁内の関係各課にも労働委員会制度の周知協力を求め、連携の強化に努めました。

ポスター

日本のひなた
宮崎県

働く皆さんも
雇う側の皆さんも

無料
匿名OK

解雇 賃下げ 退職
パワハラ 配置転換 など

職場の困りごとは
こちらへ
ご相談ください。

労働委員会が
解決をお手伝い
します!

働くあんしんサポートダイヤル
(0985) 26-7538
月曜～金曜(祝日・年末年始を除く) 8:30～12:00、13:00～17:00

宮崎県労働委員会
〒880-0805 宮崎市橋通東1丁目9-10 (県庁3号館6階)

この二次元バーコードから
ホームページにアクセスできます! ▶▶▶
<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/rohdohi/index.html>

リーフレット

労働相談事例

- 退職したいが辞めさせてもらえない
- 雇止めを撤回してほしい
- 突然の解雇に対し金銭で解決したい
- 懲戒処分を撤回してほしい
- 内定取り消しを撤回してほしい
- 解雇を撤回してほしい
- 退職しないかと言われた
- 待機期間中の賃金を支払ってほしい
- 職場でパワハラを受けている
- 勤務日数等の労働条件の不利益変更を撤回してほしい

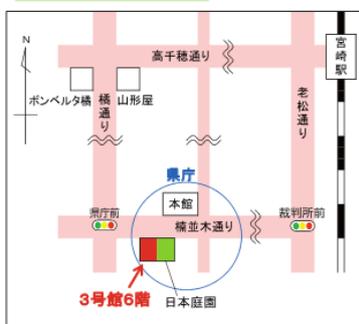
などなど…

宮崎県労働委員会のHPでは、上記の事例の中であっせんに至った事例について詳しい内容と解決までの流れを紹介しています！



交通アクセス

労働委員会付近略図



宮崎県労働委員会

〒880-0805
宮崎市橋通東1丁目9-10 県庁3号館6階
8:30～12:00、13:00～17:00
※土日祝・年末年始を除く

TEL **0985-26-7538**
(相談専用ダイヤル)

FAX 0985-20-2715
HP 相談フォームを用意しています



宮崎県労働委員会 検索

仕事のトラブルで ま悩みの方へ

～あきらめないで相談を～

突然解雇
された…

残業代が
出ない…

なぜ急に
異動？…

パワハラ
では？…

相談 無料



秘密 厳守

宮崎県労働委員会
TEL 0985-26-7538

労働委員会って何をするの？

労働委員会は労使間のトラブルを解決するために、法律によって設けられた行政機関です。労使トラブルの自主的な解決が困難な場合に、あっせんにより公正・中立な立場で問題解決のお手伝いをします。

使用者

労働委員会

公正・中立
無料です。

労働委員会は三者構成です

三者それぞれの立場を反映させた総合的な観点から、労使トラブルの解決のお手伝いをします。



労働者委員
労働組合の役員など
労働者側の事情を的確に把握



公益委員
弁護士など
公平な第三者の立場



使用者委員
会社の役員など
使用者側の事情を的確に把握

まずはご相談ください！

労働に関するご相談、ご質問を幅広く受け付けています。相談は無料、秘密は厳守します。相談方法は、来所、電話、FAX、インターネットなどで可能ですので、お気軽にご相談ください。また、あっせんによるトラブルの解決支援も行っています。



解雇トラブルが解決したケース



労働者と使用者のトラブル解決（あっせん）

個々の労働者と使用者との間で生じた、労働条件などをめぐるトラブルについて、当事者同士での解決が困難な場合、労働委員会（あっせん員）が労使の間に立ち双方の主張を確認し、公正・中立な立場から妥協点を見つけ出し解決に向けたお手伝いをします。あっせん申請は、労働者の方、使用者の方、双方から受け付けています。

労働間で
トラブルが発生
(自主解決が困難)

労働委員会へ
あっせん申請

事務局職員に
よる事情聴取

あっせん実施
(あっせん案提示)

受諾

拒否

解決

打ち切り

労働委員会PR用チラシ

労働者（働く人）と使用者（会社、団体等）のみなさん

労働者と使用者の トラブル解決をお手伝いします！

相談無料 秘密厳守 公正・中立

こんなお悩み、ありませんか？

労働者側の相談例

- ・突然解雇された…
- ・残業代が出ない…
- ・パワハラでは…？

使用者側の相談例

- ・転職に応じてくれない…
- ・勤務態度に問題のある職員がいて困っている…

まずは「相談」してみましょう！

宮崎県労働委員会では、労働に関するお悩みや労働者と使用者との間で生じたトラブルのご相談を受け付けています。まずは、お気軽に専用ダイヤルまでご相談ください。

※あっせん制度を裏面に御紹介しております。裏面も御覧ください。

～働くあんしんサポートダイヤル～

0985-26-7538 (専用ダイヤル)

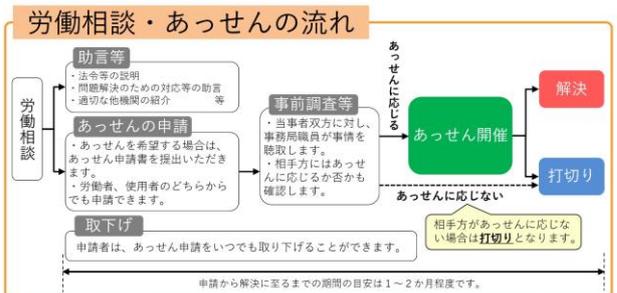
※通話料等通信料は利用者負担となります。

受付時間 8:30～12:00、13:00～17:00
(土日・祝日、年末年始を除く)

◆労働者の方、使用者の方、双方から受け付けています
◆電話相談のほか、メール専用相談フォーム、FAX、面談による相談も受け付けています
(相談方法の詳細についてはホームページを御確認ください)

当委員会HPのQRコード

宮崎県労働委員会 〒880-0805 宮崎市橋通東1丁目9番10号 (県庁3号館6階)
TEL: 0985-26-7262 FAX: 0985-20-2715



- #### あっせんの対象となるトラブルの例
- 突然解雇されたが、納得できない。
 - 一方的に賃金を下げられた。
 - 職場のパワハラが改善されない。
 - 従業員が配置転換や転職に応じてくれない。
- など
- #### あっせんの対象とならないトラブルとは
- 一方的に「不満を持っている」というだけではあっせんの対象にはなりません。相手方に訴えても改善されない場合や、当事者同士で話し合いを行ったが解決できなかった場合にあっせんの対象となります。また、裁判や労働審判で争われている事案、労働者の募集・採用に関する事案、労働者同士のトラブルは対象外です。

あっせんとは

労働者と使用者間のトラブルについて、労使間の話し合いがまとまらず自主的な解決が望めない場合に、解決に向けたサポートを行う制度です。

公・労・使委員の三者から構成される「あっせん員」が当事者双方の言い分をお聞きして、問題点を整理のうえ、助言を行い、合意点を探りながら歩み寄りを勧め、「あっせん案」(解決案)を提示するなどして、話し合いによる円満な解決をお手伝いします。

非公開・秘密厳守 無料 簡易・迅速 公正・中立

労働委員会とは

労働委員会とは、労働者個人又は労働組合と使用者との間で生じた紛争を解決するための公正中立な県の行政機関です。

公益委員 (弁護士等)、**労働者委員** (労働組合役員等)、**使用者委員** (経営者団体の役員等) の公・労・使各側5名、計15名の委員で構成されています。

詳しくは、宮崎県労働委員会のホームページをご覧ください。

宮崎県労働委員会 検索

スマートフォン用QRコード (当委員会のHPが表示されます)

労働相談会啓発用チラシ(3連休集中労働相談会)

日本の心なほ宮崎県

「3連休」集中労働相談会

令和7年
10月11日(土)、12日(日)、13日(月・祝)
9:00～12:00、13:00～17:00

賃金未払 解雇 パワハラ など…

働くあんしんサポートダイヤル
0985-26-7538

※平日は8:30～12:00、13:00～17:00

相談無料 秘密厳守

☆相談方法：電話、面談(要予約)、FAX、HP上の相談フォーム
☆対象者：県内の事業所などに勤務する労働者及び使用者
☆場所：宮崎県労働委員会事務局(県庁3号館6階)
※10月20日(月)は、労働委員会委員による労働相談会(裏面参照)を実施します。

主催：宮崎県労働委員会

解雇、休職・年休、パワハラなど、職場では様々なトラブルが発生します。宮崎県労働委員会では、職場のトラブルについて、**相談無料・秘密厳守**で相談をお受けします。

「どこに相談すればいいのかわからない…」
「こんなこと相談していいのかな…」
労働に関するお悩みであれば、お気軽にご相談ください。労働組合や使用者からのご相談も受け付けています。

そんなお悩みをお持ちの方へ、お知らせします。

労働委員会委員(弁護士、社会保険労務士、労働組合役員、会社役員等)による労働相談会(面談)を毎月実施中!

第6回：令和7年10月20日(月) 14:30～15:30

※面談は予約が必要です。(先着順)

予約方法
・電話(0985-26-7538)
・予約受付時間：平日の8:30～12:00、13:00～17:00
・労働委員会ホームページ上の予約申込みフォーム
・予約締切 令和7年10月15日(水) 17:00
詳細は労働委員会ホームページをご覧ください。

県庁外客車駐車場のご案内

休職・年休 退職 など…

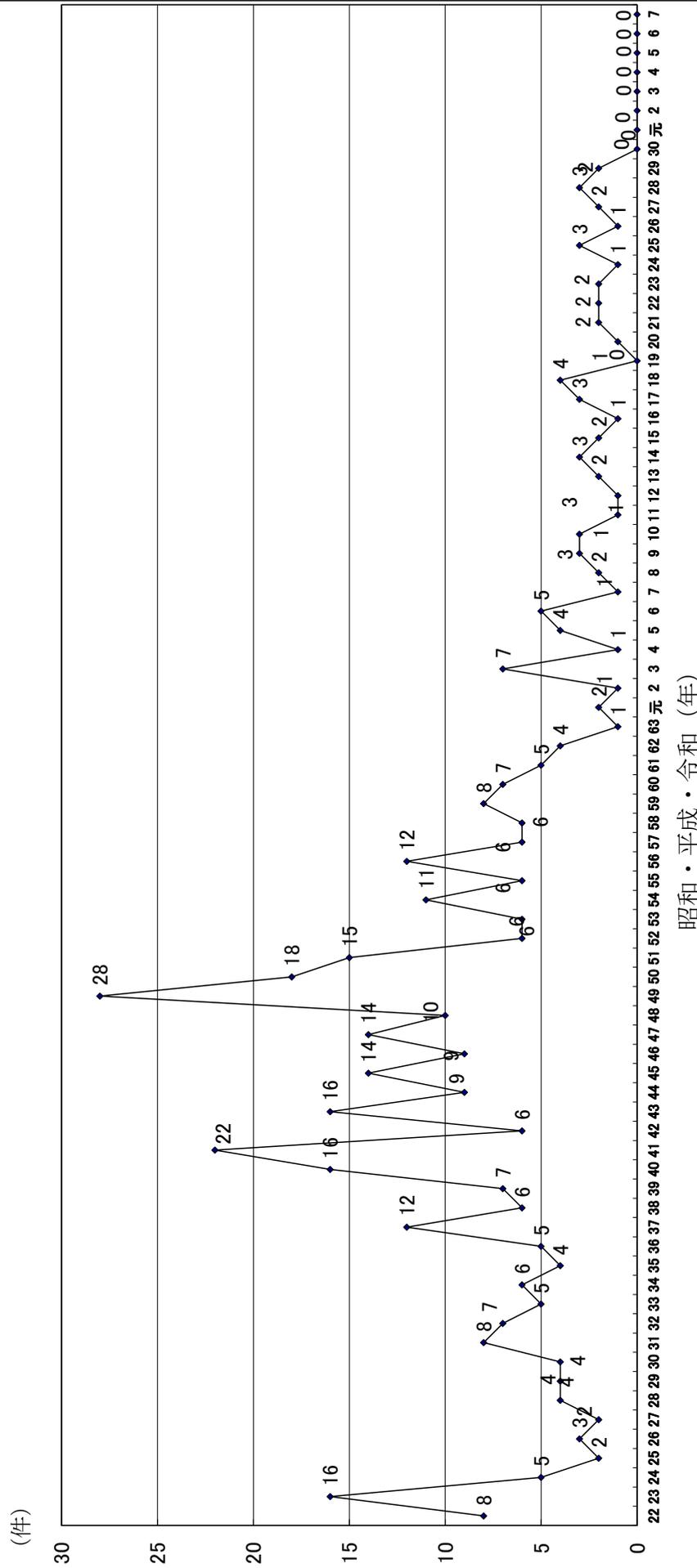
宮崎県労働委員会
〒880-0805
宮崎市橋通東1丁目9番10号
(県庁3号館6階)
TEL: 0985-26-7538 (相談専用)
FAX: 0985-20-2715

労働委員会 ホームページ

参 考

区分	年	昭																														平							令	合	
		61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4			5
係属 件数	前年繰越	1	-	3	2	2	-	1	-	-	3	2	-	-	-	1	1	1	-	-	1	-	-	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...	
	新 規	5	4	1	2	1	7	1	4	5	1	2	3	3	1	1	2	3	2	1	3	4	-	1	2	2	2	1	3	1	2	3	2	-	-	-	-	-	-	-	431
	計	6	4	4	4	3	7	2	4	5	4	4	3	3	1	1	3	4	3	1	3	4	1	1	2	3	2	2	3	1	2	4	2	-	-	-	-	-	-	-	...
あ つ せ ん	前年繰越	1	-	3	2	2	-	1	-	-	3	2	-	-	-	1	1	1	-	-	1	-	-	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...	
	新 規	5	4	1	2	-	7	1	4	5	1	2	3	3	1	1	2	3	2	1	3	4	-	1	2	2	2	1	3	1	2	3	2	-	-	-	-	-	-	-	412
	小 計	6	4	4	4	2	7	2	4	5	4	4	3	3	1	1	3	4	3	1	3	4	1	1	2	3	2	2	3	1	2	4	2	-	-	-	-	-	-	-	...
	規則 65Ⅱ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	
	終 結 状 況	解 決	3	-	-	1	-	6	-	1	1	-	-	1	1	-	1	1	1	1	-	-	-	-	1	1	2	2	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	227	
	打切り	2	1	1	1	2	-	-	-	-	-	2	-	2	1	-	1	2	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	1	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	123
	取下げ	-	-	1	-	-	-	2	3	1	2	2	1	-	-	-	-	2	-	2	2	-	-	1	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54
次年繰越	-	3	2	2	-	1	-	-	3	2	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...	
調 停	前年繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...	
	新 規	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18	
	小 計	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...
	規則 70Ⅱ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	
	解 決	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	
	不 調	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	
	打切り	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
取下げ	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2		
次年繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...	
仲 裁	前年繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...	
	新 規	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
	小 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...	
	規則79	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	
	裁 定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
	打切り	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	
	取下げ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	
次年繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...	

図1 新規申請件数の推移



2 不当労働行為事件

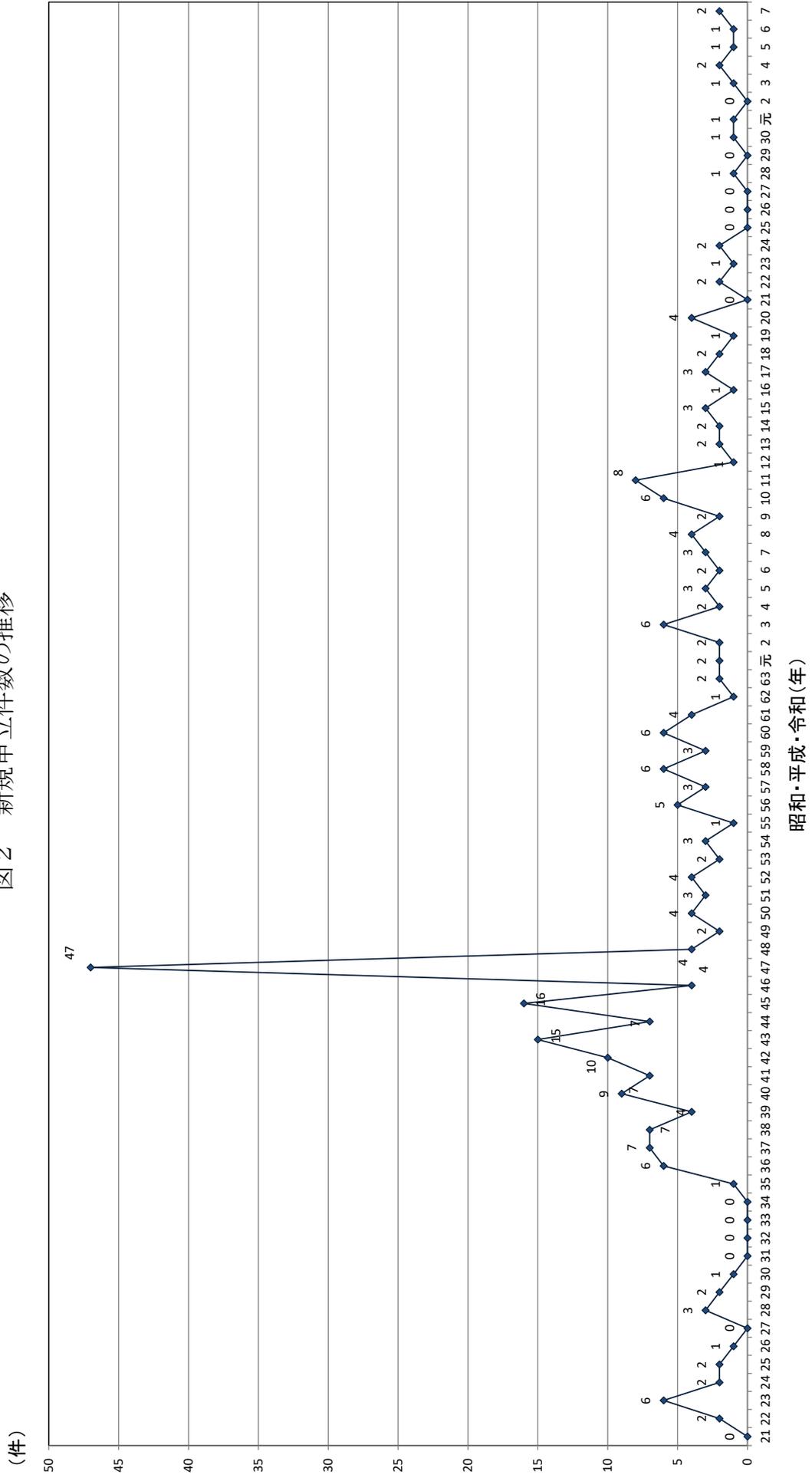
表2 年別取扱件数

区分	年	昭	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58
		係属件数	前年繰越	-	-	2	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	3	3	2	5	9	12	14	23	19	47	38	21	14	16	15	13	12	-	1
属件数	新規	-	(2)	(6)	(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	2	6	2	2	1	-	3	2	1	-	-	-	-	-	1	6	7	7	4	9	7	10	15	7	16	4	47	4	2	4	3	4	2	3	1	5	3	6
数	合計	-	(2)	(6)	(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	2	8	8	2	1	-	3	2	1	-	-	-	-	-	1	7	7	8	7	12	9	15	24	19	30	27	66	51	40	25	17	20	17	16	13	5	4	9
終結状況	取下げ	-	-	(2)	(7)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	2	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4	3	1	2	1	-	2	-	4	-	1	1	-	1	-	-	-	2	12	2	-	
	無関与和解	-	-	-	1	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	1	5	3	4	3	4	15	8	18	9	1	2	2	-	-	1	1	1
		関与和解	-	-	-	-	-	-	2	1	1	-	-	-	-	-	-	4	2	2	1	7	2	-	1	1	-	1	1	3	-	1	-	2	2	2	1	1	-	2
計	-		-	(2)	(7)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	-	-	2	8	1	1	-	3	1	1	-	-	-	-	-	-	7	6	5	2	10	4	5	6	5	7	5	17	12	18	11	1	4	4	4	13	4	1	3	
命況	救済	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	2	-	-	1	1	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-		
		棄却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	却下		-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		計	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	1	6	-	-	3	2	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	
合計	-		-	(2)	(7)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	-	-	2	8	2	1	-	3	2	1	-	-	-	-	-	-	7	6	5	4	10	4	6	12	5	7	8	19	13	19	11	1	5	4	4	13	4	1	3	

(注) () は不正労働事件の再掲

区分	年		昭	59	60	61	62	63	平	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令	元	2	3	4	5	6	7	合
	年		59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	計			
係属件数	前年繰越		6	3	-	-	1	3	2	1	3	1	3	2	4	3	3	7	11	7	10	1	2	3	2	1	4	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	...				
	新規		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(9)				
	合計		3	6	4	1	2	2	2	6	2	3	2	3	4	2	6	8	1	2	2	3	1	3	2	1	4	-	2	1	2	-	-	1	-	1	1	-	1	2	1	1	2	286				
終結	取下げ		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(9)				
	無関与和解		3	4	2	-	-	2	-	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-	2	5	-	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	63		
状況	関与和解		-	2	-	-	-	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	2	5	-	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	108			
	計		3	3	2	-	-	1	1	4	2	-	3	1	4	-	2	2	-	-	1	-	-	2	-	-	1	2	1	1	-	-	1	-	1	-	1	-	1	-	2	1	-	1	83			
命況	救済		-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	21		
	棄却		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8		
決定	却下		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2			
	計		-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	31		
合計	合計		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(9)			
	合計		6	9	4	-	-	3	3	4	4	1	3	1	5	2	2	4	5	-	1	12	-	2	3	2	1	4	1	2	1	1	-	-	1	-	1	-	1	-	3	1	1	1	285			

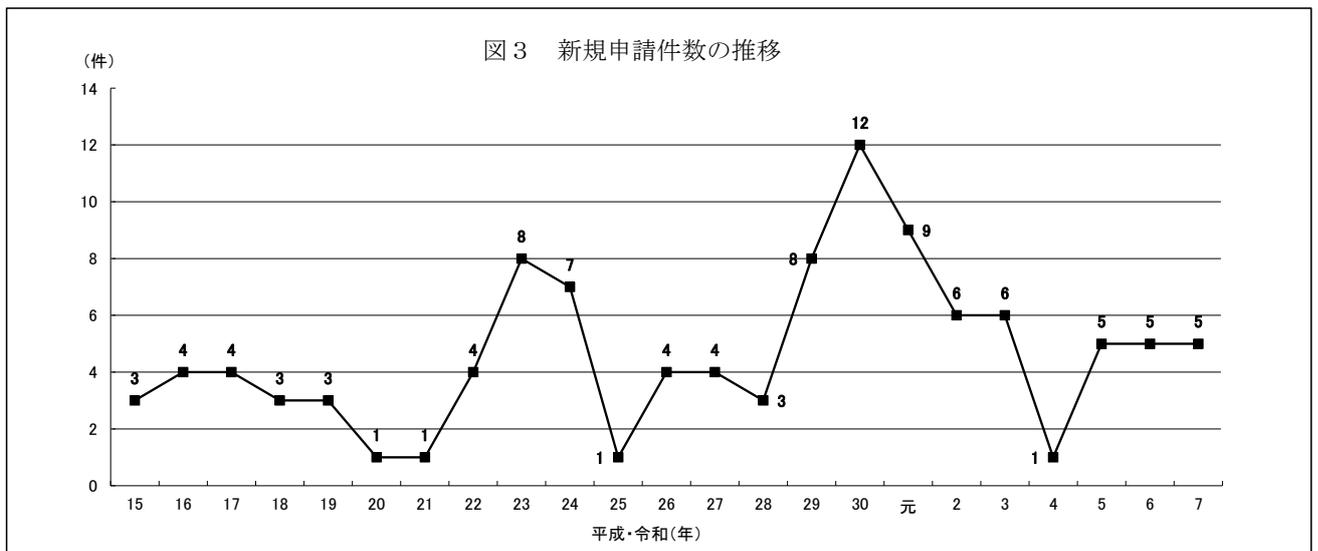
図2 新規申立件数の推移



3 個別あっせん事件

表3 年別取扱件数

区分	年	平成	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和	元	2	3	4	5	6	7	合計
	15																									
前年繰越		—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—	2	3	1	—	2	—	—	—	—	…
新規申請	労働者	2	4	3	3	3	1	1	4	8	7	1	4	3	3	8	12	9	6	6	—	5	5	5	5	103
	使用者	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	4
	小計	3	4	4	3	3	1	1	4	8	7	1	4	4	3	8	12	9	6	6	1	5	5	5	5	107
係属件数計		3	4	4	3	3	1	1	4	8	8	1	4	5	3	8	14	12	7	6	3	5	5	5	…	
終結状況	不開始	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	1	—	—	1	0	0	6	
	解決	1	3	3	—	—	—	—	2	3	5	—	1	2	1	1	6	5	2	3	—	2	2	2	44	
	打切り	1	—	1	—	1	1	1	1	3	2	—	1	1	2	4	5	4	3	1	3	2	3	3	43	
	取下げ	1	1	—	3	—	—	—	1	1	1	—	1	1	—	1	—	2	1	—	—	—	—	—	—	14
次年繰越		—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—	2	3	1	—	2	—	—	—	—	…	

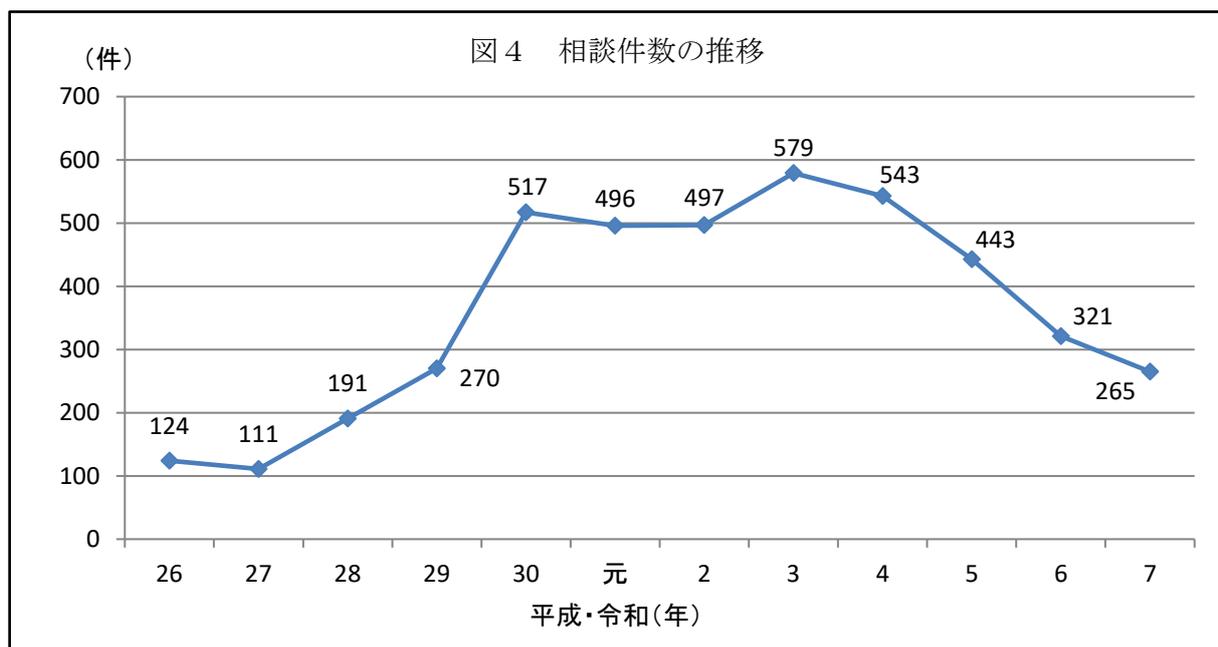


4 労働相談

表4 年別相談件数

		平成26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7	
相談件数		124	111	191	270	517	496	497	579	543	443	321	265	
内容別件数	経営・人事	解雇	7	10	16	16	41	39	64	46	32	26	24	21
		配転出向転籍	2	3	5	6	15	9	20	15	9	11	12	8
		懲戒処分	1	-	4	2	8	4	10	11	11	5	14	7
		退職	19	20	31	60	100	120	122	108	108	99	45	39
		その他	1	4	2	7	20	17	36	32	16	13	20	19
		小計	30	37	58	91	184	189	252	212	176	154	115	94
	賃金等	賃金未払	19	13	22	30	69	88	63	48	50	26	18	14
		賃金増額	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	1	-
		賃金減額	2	6	8	4	15	7	6	12	16	6	3	6
		一時金	1	5	2	8	11	5	13	12	9	5	7	3
		退職一時金	1	3	5	1	-	6	7	5	11	12	5	4
		解雇手当	1	1	2	4	5	2	16	8	4	4	2	2
		諸手当	2	2	3	5	12	14	22	20	26	16	17	8
		年金	-	-	2	1	-	2	1	-	-	-	-	-
		その他	6	9	13	22	37	29	52	47	25	21	15	10
	小計	32	39	58	75	149	153	180	153	141	90	68	47	
	労働条件等	労働契約	4	9	9	21	32	69	65	78	44	29	31	29
		労働時間	5	5	4	13	36	47	48	61	52	22	16	10
		休日休暇	6	3	5	13	21	42	24	26	32	31	12	7
		年休	9	8	18	16	49	49	84	81	84	57	37	28
時間外労働		4	8	18	21	51	51	46	31	54	44	26	12	
安全・衛生		1	-	-	-	3	-	15	8	9	15	9	4	
社会保険		1	1	4	14	24	26	22	23	31	29	16	6	
労働保険		4	6	5	15	31	57	85	46	51	59	19	15	
その他		1	9	7	7	29	20	21	22	17	11	9	5	
小計		35	49	70	120	276	361	410	376	374	297	175	116	
人間関係	セクハラ	2	2	3	5	15	11	6	17	5	5	8	5	
	パワハラ・嫌がらせ	10	16	35	89	175	167	139	190	141	103	111	85	
	小計	12	18	38	94	190	178	145	207	146	108	119	90	
その他	34	21	67	69	108	78	90	105	92	72	56	47		
合計	143	164	291	449	907	959	1077	1053	929	721	533	394		

(注) 相談1件当たり複数の内容を含む場合があるため、相談件数と内容別件数の合計は一致しない。



5 宮崎県労働委員会歴代委員名簿
公益委員（1）

氏名	在職時の職業等	在任期間
小野 鴻基	僧侶 慶正寺住職	暫定
川野 雄三	宮崎市議会議員	暫定
岩切 正	県議会議員	暫定
小村 俊一	宮崎県森林組合連合会会長	第1期
杉原 精一	宮崎農林専門学校長	第1期
萩原 薫	開業医	第1期
蒲生 昌作	都城市消費組合長 県議会議員	第1期～第4期 第6期～第8期
波岡 初太郎	海外同胞救援連合会常任委員	第1期
西田 周作	宮崎農林専門学校教授	第2期
福田 甚二郎	弁護士	第2期～第3期 第10期～第12期 第19期～第23期
原田 宏	農業	第2期
海江田 哲	旭化成株式会社延岡工場 県議会議員	第2期
川関 等基	宮崎工業専門学校教授	第2期
杉尾 利雄	弁護士	第2期 第7期～第9期 第13期～第18期
沼田 義雄	宮崎青年師範学校教授	第3期
吉野 城	宮崎青年師範学校教授	第3期
中井 平一郎	県議会議員・北川村長	第3期
二見 虎雄	弁護士	第4期～第5期
横田 英児	計理士	第4期 第10期～第12期
佐々木 曼	弁護士	第4期～第6期
崎村 太一	宮崎県立飫肥高等学校長 宮崎高等学校長 宮崎中央高等学校顧問	第4期 第19期～第23期
永友 繁雄	中央農地委員	第4期～第5期
甲斐 幹文	宮崎県医師会副会長	第5期
志戸本 慶次郎	県議会議員	第5期～第6期
野崎 親	宮崎県立宮崎大宮高等学校長	第5期
鎌倉 友平	延岡市議会議員	第6期
山本 友博	宮崎大学助教授	第6期
浅見 金夫	宮崎大学教授 宮崎大学農学部教授	第7期 第16期～第18期
日高 清磨瑳	日向日新聞社企画局長	第7期
門馬 博	県公民館連絡協議会会長	第7期
一万田 哲雄	浄土真宗僧侶	第8期～第9期
河野 慶彦	日向日新聞社論説委員	第8期
松山 文二	宮崎大学教授	第8期
野久尾 徳美	県議会議員	第8期～第9期
田村 忠雄	日赤宮崎診療所長	第9期
広田 輝雄	宮崎大学教授	第9期～第11期
河合 弘美	県議会議員 日南商工会議所専務理事	第9期 第13期

公益委員（２）

氏名	在職時の職業等	在任期間
三原 七郎	宮崎江南病院長	第10期～第13期
山口 常雄	日向日新聞社政治経済部長 〃 企画調査部長 宮崎日日新聞社企画調査部長	第10期～第15期
岩切 護	宮崎大学講師	第12期～第15期
石川 真澄	宮崎県社会福祉事業団常務理事	第14期～第24期
斉藤 一夫	西日本建設業保証株式会社宮崎営業所長	第14期～第15期
川崎 菊雄	弁護士	第16期～第20期
長沢 光男	宮崎大学学芸学部助教授	第16期～第18期
有馬 輝寿	宮崎県社会福祉事業団理事	第19期～第22期
持永 義夫	弁護士	第21期～第22期
永井 秀雄	技能検定協会専務理事 婦人雇用コンサルタント	第23期～第24期
吉良 啓	弁護士	第23期～第34期
竹内 英夫	宮崎大学教授 宮崎大学名誉教授	第24期～第28期
小倉 一之	弁護士	第24期～第25期
園田 穂	宮崎県厚生教養専門員	第24期～第25期
山元 和麿	(県商工労働部参事)	第25期～第28期
佐藤 安正	弁護士	第26期～第28期
吉野 忠康	西都地区農業共済組合理事	第26期～第27期
日高 敏子	宮崎家庭裁判所調停委員	第28期～第34期
中川 義朗	宮崎大学教授	第28期～第31期
村上 幸一	(県総務部長)	第29期
根井 昂	弁護士	第29期～第33期
垂水 卓夫	(県企業局管理部長)	第29期～第32期
生天目 忠夫	宮崎産業経営大学図書館長兼教授 〃 法学部長兼教授	第32期～第34期
岡田 章一	(県企業局長)	第33期
村田 綜	(県企業局管理部長)	第34期～第37期
日野 直彦	弁護士	第34期～第42期
黒田 民子	社会保険労務士	第35期～第37期
橋本 眞	熊本大学大学院法曹養成研究科教授	第35期～第36期
宮田 行雄	弁護士	第35期～第40期
山崎 真一朗	弁護士	第37期～
熊本 稔	(県参事)	第38期
堂園 朋子	社会保険労務士	第38期
中原 健次	(県福祉保健部長)	第39期～第40期
金丸 憲史	特定社会保険労務士	第39期～
後藤 厚一	(県総合博物館長)	第41期～第43期
山口 弥生	弁護士	第41期～
八重尾 龍	弁護士	第43期～
江藤 修一	(県労働委員会事務局長)	第44期～第45期
中田 哲朗	(県農政水産部長)	第46期～

宮崎県労働委員会歴代委員名簿
労働者委員（１）

氏名	在職時の職業等	在任期間
戸田 道邦	日窒化成株式会社延岡工場勤労課	暫定
工藤 正信	宮崎交通株式会社社会業務課	暫定
宮崎 進	宮崎貨物株式会社綾出張所長	暫定
石川 恒太郎	延岡トラック労働組合組合長	第１期
海江田 哲	旭化成延岡工場労働組合連合会書記長	第１期
山内 高広	宮崎交通労働組合中央委員長	第１期
財前 敬次郎	国鉄労組宮崎管理部連合会副会長 国鉄労組宮崎支社執行委員長	第１期～第２期
清水 徳次郎	日本パルプ飴肥工場労働組合長	第１期～第２期
林田 朴	都城土建労働組合書記長	第２期
沢 重徳	旭化成延岡工場労働組合連合会書記長	第２期
森迫 碩生	電産労組宮崎支部都城分会文化部長	第２期
堀田 英雄	旭化成延岡工場薬品部労働組合長	第２期
上原 豊	全逋従組宮崎地区協議会長	第２期
黒木 正憲	県労組協議会書記長	第２期～第３期
近沢 正	国鉄労組宮崎支部副委員長	第３期
神脇 清二	旭化成延岡工場労働組合連合会副会長	第３期
古園 保	宮崎県教職員組合執行委員長	第３期
坂元 新二	宮崎県労協議長 電産労組中央執行委員	第３期
窪田 稔	電産労組宮崎分会代議員	第４期～第５期
益満 兼康	片倉工業都城工場労組書記長	第４期
日高 明	日本パルプ労組組合長	第４期
岩瀬 幸之輔	全日通労組宮崎県支部長 全日通県支部執行委員長 県労評議長	第４期～第５期
田中 要太郎	全旭化成労組連合会書記長 〃 副会長	第４期～第５期
市木 壮光	宮崎交通労組執行委員長	第５期
安井 正雄	日本パルプ労組組合長	第５期
小田村 豊	日本パルプ労組組合長	第５期
永幡 光正	全旭化成労組連合会副会長 〃 会長	第５期～第７期
一条 久雄	日本パルプ労組組合長	第６期
鴫 利美	槇峰鉱山労組副委員長 〃 執行委員長	第６期～第７期
山崎 寿美男	電産労組県支部常任委員	第６期
安藤 辰介	日本パルプ労組組合長	第７期
田中 茂	県労働組合協議会書記長 県地方労組評議会事務局長	第７期 第９期～第１０期
山田 春三郎	宮崎交通労組執行委員長	第７期
大塚 明	日本パルプ労組日南支部長	第８期～第９期
嶋田 忠平	旭化成労組延岡地区連合会長	第８期 第１０期 第１３期
谷口 末由	県地方労組評議会議長	第８期～第９期
日向 一雄	全日通労組県支部副執行委員長	第８期

労働者委員（２）

氏 名	在 職 時 の 職 業 等	在 任 期 間
日高 定男	宮交労組執行委員長 私鉄総連中央執行委員	第８期～第11期
森合 敬忠	全旭化成労組連合会書記長 全繊維同盟県支部長	第９期
神原 圭三	県鉄工連会長 県中小一般労連会長	第９期
小島 三郎	県労評議長 全労宮崎県地方会議議長 県議会議員	第10期～第15期
佐々木 隆吉	日本パルプ労組日南支部長	第10期～第11期
豊倉 保	旭化成労組延岡地区連合副会長	第11期
松浦 利尚	県労評事務局長	第11期～第20期
谷口 浩二	日本パルプ労組日南支部長	第11期～第14期
田島 久	県労評議長 全日通労組県支部委員長	第12期～第14期
遠山 格	旭化成労組延岡地区連合副会長 全旭化成労組副会長	第12期 第16期
五反田 利文	九州電労宮崎支部委員長	第14期～第19期
松浦 秀年	日本パルプ労組日南支部長	第14期～第15期
前山 国義	宮崎交通労組執行委員長	第15期～第18期 第21期～第25期
田中 義春	日南地区労評議長	第15期～第16期
徳地 房丸	日本パルプ労組日南支部長	第16期～第18期 第20期～第21期
中村 国夫	旭化成レーヨン労組組合長 旭化成健康保険組合事務局長	第17期～第20期
朝飛 四郎	日本パルプ労組日南支部長	第18期～第20期
飯野 是男	全日通労働組合九州地区宮崎支部執行委員長 全日通労働組合県支部特別執行委員	第19期～第24期
神山 一美	宮崎地方同盟会長 九電労組宮崎地方本部執行委員長	第20期～第21期
坂田 正一	全日本自治団体労働組合宮崎県本部委員長 宮崎県地方労働組合評議会議長 宮崎県評センター常任顧問	第21期～第29期
渡部 一利	宮崎地方同盟副書記長 ゼンセン同盟宮崎県支部長 日本労働組合総連合会宮崎県連合会顧問	第21期 第27期～第29期
黒木 洋	宮崎地方同盟書記長	第21期～第22期
柳田 静夫	宮崎地方同盟会長	第22期
倉永 恵	九州電力労働組合宮崎支部長 県民間労組連絡協議会事務局長	第23期～第24期
松本 学	宮崎地方同盟会長	第23期～第24期
高木 剛	宮崎地方同盟会長	第24期～第25期
住本 三芳	宮崎県地方労働組合評議会事務局長	第25期
宮部 知明	宮崎地方同盟書記長 宮崎地方同盟会長 日本労働組合総連合会宮崎県連合会会長	第25期～第32期

労働者委員（3）

氏名	在職時の職業等	在任期間
吉田 喜久雄	宮崎地方同盟会長 全旭化成労働組合連合会副会長	第25期～第27期
児玉 秀智	宮崎県地方労働組合評議会事務局長	第25期～第26期
戸高 武俊	宮崎県地方労働組合評議会副議長 宮崎県評センター事務局長 宮崎県平和・人権・環境労働組合会議議長	第26期～第32期
田中 一平	宮崎県地方労働組合評議会副議長 日本労働組合総連合会宮崎県連合会顧問	第27期～第29期
熱田 潮	日本労働組合総連合会宮崎県連合会事務局長 " 会長 " 顧問	第29期～第35期
中武 秀行	日本労働組合総連合会宮崎県連合会副会長 " 顧問	第30期～第34期
佐藤 信藏	日本労働組合総連合会宮崎県連合会副会長	第30期～第31期
木下 清隆	ゼンセン同盟宮崎県一般労働組合協議会議長 ゼンセン同盟宮崎県支部長 U I ゼンセン同盟宮崎県支部長 " 宮崎県支部顧問 U A ゼンセン宮崎県支部顧問	第32期～第39期
森 良彦	宮崎県平和・人権・環境労働組合会議事務局長 " 幹事	第33期～第35期
横山 節夫	日本労働組合総連合会宮崎県連合会事務局長 " 会長 " 顧問	第33期～第43期
川畑 匡	全日本自治団体労働組合宮崎県本部執行委員長 " 特別執行委員	第34期～第35期
新名 照幸	日本労働組合総連合会宮崎県連合会会長 " 顧問 宮崎県平和・人権・環境労働組合会議議長	第35期～第38期
比恵島 篤	宮崎交通労働組合執行委員長	第36期
吉田 幸太郎	情報労連宮崎県協議会議長	第36期～第37期
中別府 暎治	宮崎交通労働組合執行委員長 全宮崎交通労働組合連合会会長 " 顧問 宮崎県平和・人権・環境労働組合会議事務局長 " 副議長	第37期～第39期
高橋 隆也	全日通労働組合宮崎県支部執行委員長	第37期～第39期
大久保 貴司	全日本自治団体労働組合宮崎県本部執行委員長 宮崎県平和・人権・環境労働組合会議議長 " 顧問	第39期～第41期
有村 文雄	N T T労働組合九州総支部副執行委員長 兼宮崎支部長 日本労働組合総連合会宮崎県連合会顧問	第40期～第43期
中川 育江	日本労働組合総連合会宮崎県連合会副事務局長 " 事務局長 " 会長 " 顧問	第40期～
黒木 忠博	全宮崎交通労働組合連合会会長 日本私鉄労働組合九州地方連合会執行委員長	第40期～第43期

労働者委員（４）

氏名	在職時の職業等	在任期間
福島 昭一	全日本自治団体労働組合宮崎県本部執行委員長 宮崎県平和・人権・環境労働組合会議副議長	第42期
吉岡 英明	全日本自治団体労働組合宮崎県本部執行委員長 日本労働組合総連合会宮崎県連合会会長	第43期～
西村 仁	宮崎交通労働組合執行委員長 宮崎県平和・人権・環境労働組合会議議長	第44期
武井 大幸	全日通労働組合宮崎県支部書記長 全日通労働組合宮崎県支部執行委員長	第44期～
今村 彰博	トヨタグループ宮崎労働組合執行委員長 宮崎トヨタグループ労働組合執行委員長	第44期
高橋 章治	宮崎交通労働組合執行委員長	第45期～
坂元 義孝	宮崎県電力関連産業労働組合総連合会長	第45期～

宮崎県労働委員会歴代委員名簿
使用者委員（1）

氏名	在職時の職業等	在任期間
岩切 章太郎	宮崎交通株式会社社長	暫定～第3期
飯島 貞雄	日窒化成株式会社延岡工場長	暫定
松家 勇	三菱鉱業株式会社槇峰鉱業所長	暫定
竹崎 健助	宮崎砂利株式会社社長	第1期～第2期
山本 忠一	日本パルプ株式会社飼肥工場長	第1期
北村 忠義	旭化成株式会社延岡工場長	第1期
江夏 栄蔵	宮崎県酒類販売会社社長	第1期～第2期
浜田 茂享	旭化成株式会社延岡工場長	第1期
中西 健太郎	九州造船株式会社外浦工場長	第1期～第3期
片桐 考一	旭化成株式会社延岡工場長	第2期～第3期
小坂 久勝	片倉工業株式会社都城工場長	第2期
平山 政保	宮崎県経営者協会専務理事	第3期
森山 茂雄	日本通運株式会社小林支店長	第3期
富樫 圭一	日本繊維株式会社都城工場長	第4期
長友 良太郎	宮崎交通株式会社専務取締役	第4期
山本 喜代次	宮崎造船株式会社社長	第4期
江崎 栄	旭化成株式会社延岡工場長	第4期
荒川 忠造	日本パルプ株式会社飼肥工場事務次長	第4期
刈谷 享	旭化成株式会社延岡工場次長	第4期～第7期
小林 猛臣	日本パルプ株式会社飼肥工場次長	第4期～第5期
中野 耕一	宮崎ガス株式会社常務取締役 〃 取締役社長	第5期～第6期 第8期～第11期
三枝 英定	日本繊維工業株式会社都城工場長	第5期～第8期
弓削 五男	宮崎県経営者協会専務理事	第5期～第7期
太田 清治郎	日本パルプ株式会社日南工場山林部長	第6期～第9期
井上 俊	九州電力株式会社宮崎支店次長	第7期
日高 泰三	宮崎県経営者協会専務理事	第7期～第25期
久保田 正雄	旭化成株式会社取締役	第8期～第11期
広田 藤七郎	九州電力株式会社宮崎支店長	第9期
小関 多四郎	日本パルプ株式会社日南工場山林部長	第9期～第14期
堀内 恭二	九州電力株式会社宮崎支店長	第9期～第10期
木村 恒正	九州電力株式会社宮崎支店長	第10期～第13期
岩切 省一郎	宮崎交通株式会社専務取締役	第12期～第16期
柴田 邦臣	旭化成株式会社延岡工場本部参事	第12期
伊藤 泰助	旭化成株式会社延岡支社長付参事 商工会議所副会頭	第13期
大原 正	旭化成株式会社火薬工場長	第14期
竹田 修平	日本通運株式会社宮崎主管支店長	第14期～第16期
小田村 豊	日本パルプ株式会社日南工場総務部長	第15期～第19期
竹田 定祐	旭化成株式会社薬品工場長	第15期
誌訪 博久	旭化成株式会社ベンベルグ工場長	第15期
藤井 政男	旭化成株式会社取締役延岡支社次長 〃 延岡支社長	第15期～第16期
下村 悟	九州電力株式会社宮崎支店長	第16期～第19期
鬼塚 豊	宮崎交通株式会社常務取締役	第17期～第23期
本田 静一	旭化成株式会社薬品工場長	第17期～第18期
松岡 滋	旭化成株式会社ベンベルグ工場長	第19期～第20期
浜田 和夫	日本パルプ株式会社日南工場総務部長	第19期～第21期

使用者委員（2）

氏名	在職時の職業等	在任期間
谷 勇一	九州電力株式会社宮崎支店長	第20期
秋吉 兵馬	九州電力株式会社宮崎支店長	第21期
吉岡 達夫	旭化成株式会社ベンベルグ工場事務兼勤労課長	第21期～第22期
山下 忠	日本パルプ株式会社日南工場総務部長	第21期～第23期
肱岡 泰敏	九州電力株式会社宮崎支店長	第21期～第22期
松永 増男	宮崎県経営者協会事務局次長 〃 専務理事兼事務局長 〃 顧問	第22期 第25期～第28期
長久保 如玄	旭化成株式会社延岡支社勤労部長	第22期～第23期
岩満 栄策	宮崎交通株式会社専務取締役 〃 取締役社長	第23期～第26期
桐山 岑	日本通運株式会社宮崎支店長	第23期～第24期
大塚 明	日本パルプ株式会社日南工場総務部長	第23期～第24期
東郷 二郎	旭化成株式会社延岡支社長 〃 宮崎総支社長兼延岡支社長 〃 宮崎総支社長	第23期～第25期
吉富 直俊	九州電力株式会社宮崎支店長	第23期
吉元 忠	日本パルプ株式会社日南工場総務部長 王子製紙株式会社日南工場業務・人事部長	第24期～第25期
松村 淑夫	日本通運株式会社宮崎支店長	第24期
荒木 郁夫	旭化成株式会社延岡支社勤労部長	第25期～第26期
中村 晋一郎	九州電力株式会社宮崎支店長	第25期
荒川 隆	株式会社宮崎放送代表取締役副社長	第25期～第26期
諸隈 晋	九州電力株式会社宮崎支店長	第26期
馬場 義夫	株式会社宮崎放送専務取締役	第26期
久富 毅	旭化成株式会社延岡支社勤労部長	第26期～第27期
大迫 哲	九州電力株式会社宮崎支店長	第26期～第27期
後藤 弘美	株式会社宮崎放送専務取締役	第27期
荒武 秀昌	宮崎交通株式会社専務取締役 〃 副社長	第27期～第30期
田中 輝年	旭化成工業株式会社延岡支社勤労部長	第27期～第30期
橋本 和夫	宮崎県経営者協会専務理事	第27期～第30期
井上 勝弘	王子製紙株式会社日南工場業務部長 〃 日南工場長代理兼業務部長	第28期～第29期
徳永 武生	九州電力株式会社宮崎支店長	第28期
野田 博之	九州電力株式会社宮崎支店長	第29期～第30期
山崎 英夫	新王子製紙株式会社日南工場勤労部長	第29期～第30期
森永 武彦	九州電力株式会社宮崎支店長	第30期～第31期
水永 正憲	旭化成工業株式会社延岡支社勤労部長 〃 延岡総務勤労部長	第30期～第33期
杉野 紘生	宮崎交通株式会社取締役総務部長 〃 常務取締役 株式会社宮崎観光ホテル代表取締役社長	第31期～第34期
櫻井 勇司	新王子製紙株式会社日南工場業務部長	第31期～第32期
久喜 啓司	宮崎県経営者協会専務理事 〃 参与	第31期～第35期
橋田 紘一	九州電力株式会社宮崎支店長	第31期～第32期
清田 均	九州電力株式会社宮崎支店長	第32期～第34期

使用者委員（3）

氏名	在職時の職業等	在任期間
大森 士郎	王子製紙株式会社日南工場工場長代理兼事務部長 〃 日南工場工場長代理	第33期～第34期
甲斐 勝利	株式会社志多組常勤監査役	第34期～第37期
片山 修造	九州電力株式会社執行役員宮崎支店長	第34期～第35期
生津 宗利	王子製紙株式会社日南工場工場長代理	第34期
安部 康寛	王子製紙株式会社日南工場工場長代理	第35期～第36期
末藤 孝憲	宮崎交通株式会社執行役員総務本部長 宮崎空港ビル株式会社専務取締役 米良電機産業株式会社顧問	第35期～第40期
江藤 洋行	宮崎県経営者協会専務理事 〃 顧問 吉原建設株式会社顧問	第36期～第42期
小山 一民	九州電力株式会社執行役員宮崎支店長	第36期
倉掛 正志	一般社団法人宮崎県商工会議所連合会専務理事 WASHハウス株式会社監査役	第37期～第42期
佐田 修一	王子製紙株式会社執行役員日南工場長	第37期～第38期
辰元 圭子	社会福祉法人信愛会 特別養護老人ホーム裕生園園長 〃 副理事長	第37期～第39期
生方 健二郎	王子製紙株式会社日南工場工場長代理兼事務部長	第38期
小河原 正嗣	王子製紙株式会社日南工場事務部長	第39期
大森 一仁	宮銀ビジネスサービス株式会社代表取締役社長 株式会社宮崎信販代表取締役社長	第39期～第43期
工藤 久昭	宮崎県経営者協会専務理事 〃 顧問 宮崎経済同友会顧問	第40期～第45期
坂元 恵美子	社会福祉法人敬和会理事	第41期
芝 三千代	社会福祉法人まりあ副理事長	第42期～第43期
見戸 康人	株式会社テレビ宮崎常勤監査役 宮崎中央農業協同組合員外監事 宮崎中央農業協同組合監事	第42期～
河野 洋一	宮崎県経営者協会専務理事	第43期～
関本 泰三	株式会社宮崎信販代表取締役社長	第44期～
税田 倫子	株式会社グローバル・クリーン専務取締役	第44期～
矢野 幸男	宮崎ガス株式会社常務取締役	第46期～

宮崎県労働委員会事務局

〒880-0805

宮崎市橘通東1丁目9番10号（県庁3号館6階）

TEL (0985) 26-7262

FAX (0985) 20-2715

e-mail rohdohi@pref.miyazaki.lg.jp



(宮崎県労働委員会HP)



つむぐ感動 神話となれ

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

第81回国民スポーツ大会

2027

第26回全国障害者スポーツ大会

働くあんしんサポートダイヤル

0985 (26) 7538

宮崎県労働委員会